

年少労働調査資料

第 8 集

(改訂版)

街頭に働く年少者

年少街頭労働者実態調査の報告

保存用



労働省婦人少年局

1950年8月



は し が き

戦後の社会現象とくに都市にあらわれた現象の一つとして、靴磨や新聞売などの街頭労働があるがこれらの街頭労働に多くの少年少女が従事していることは、日頃街にみられるとおりである。工場に働く年少者は労働基準法によって、特別の保護を受けているが、街頭に働く年少者たちは、犯罪、不良化あるいは浮浪児に対する取締りの面からはとかくの規制は受けても、この様な街頭労働の経済的社会的必然性は少しも顧りみられず、労働保護の面からは放任の状態におかれているのである。

われわれは、数次にわたつて行つたこれら年少者の実態調査の結果を総合整理し「年少労働調査資料第8集」の改訂版としてここに発表することにした。

この調査は年少街頭労働者に対して今後何等かの施策を立てるために一つの指標を與えるものと思う。

目 次

は し が き

第一部 全国の靴磨および新聞売に働く街頭年少労働者…………… (3)

第二部 全国の靴磨および新聞売を除いた他の業種に働く街頭年少労働者…………… (53)

第三部

その1 東京都の靴磨および新聞売に働く街頭年少労働者…………… (95)

その2 東京都の納豆売に働く街頭年少労働者…………… (103)

その3 東京都の輪タクに働く街頭年少労働者…………… (115)

む す び…………… (124)

附 録 街頭年少労働者実態調査票…………… (125)

第 一 部

全国の靴磨および新聞売に働く街頭年少労働者

目 次

一、調 査 の 目 的	(3)
二、調 査 の 対 象	(3)
三、調 査 の 方 法	(3)
四、調 査 の 結 果	(4)
I 概 況	(4)
II 業 種 と 年 令	(7)
III 家 庭 の 状 況	(8)
IV 在 学 年 数	(15)
V 一日の働く時間	(22)
VI 一カ月の働く日数と収入	(27)
VII 従業関係の在り方	(33)
VIII 材料の仕入れ方	(39)
IX 組 合 の 有 無	(42)
X 仕 事 の 動 機	(44)
XI 將 來 の 希 望	(46)
五、む す び	(49)

一、調 査 の 目 的

この調査は、年少者がどのような必然性から街頭労働に従事し、どのような労働関係のもとに、どのような労働条件や労働環境で働いているかの現状を把握して、必要に応じては、この部面の労働保護の法規を新しく制定するなど有効な労働保護の途を講じるための基本資料を提供する目的で行われたものである。

二、調 査 の 対 象

この調査は、街頭に働いている満 18 才に満たない少年少女を対象とし、その働いている仕事の種類は、調査の都合から新聞売——普通の新聞販売店に正規に雇用されている新聞配達を除いて——と、靴磨の二つの業種だけを限つて調査の対象としたものである。

三、調 査 の 方 法

この調査は、労働省婦人少年局の全国各地方職員室係員が、各都道府県庁所在都市またはその他の一都市を限り街

頭に働いている年少者に直接面接して、個別の実態調査を行つた結果を本省婦人少年局で集計整理したものである。ただし、東京都では、調査の地域を上野駅附近と、丸の内、銀座および新橋附近に限り、本省婦人少年局係員も調査に参加協力して行つたものである。

調査の期日は、昭和24年4月始めから5月終りまでの二カ月間であつたが、東京都では、全国の調査にさきがけてこの調査の試行の意味で、同年3月下旬から4月上旬にかけて調査を行つた。

四、調 査 の 結 果

調査の結果の整理に当つては、年少者の街頭労働現象が、特に大都市に集中的に濃縮して現れるものではなかろうかという直観と常識を拠りどころとして、この特徴を把握するため大都市すなわち、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡の七都市とその他の地方都市——その他の各県庁所在地または県内の他の一都市——の、二つのグループに分けて整理してみた。そして前者のグループを「大都市」、後者のグループを「地方都市」として、集計表やグラフの表題とした。またこの報告に使用されている年令は特に満才と言わない場合はすべて数え年である。

I 概 況 (第1表)

先にのべたような調査条件のもとに把握された全国の街頭年少労働者の概況を示せば第一表となる。

- 1) この表によれば靴を磨いている年少者は 445 人中男子 387 人(87%)、女子 58 人(13%)で、新聞をうつていものは 106 名中男子 78 人(73.6%)、女子 28 人(26.4%)となる。
- 2) 次に靴磨と新聞売の人数の割合を比較して見ると、靴磨は 445 人で80.8%、新聞売は 106 人で 19.2 %で、この調査に把握された限りでは、靴磨の年少者の方が、新聞売の年少者よりも多く働いていることがわかる。またこれを男女別に見ると、女子は男子に比べて全体として街頭に働いているものはずつと少くなっている。
- 3) 次に業種別にみれば靴磨の 87.0%までが男子年少者で、女子年少者は 13.0 %であり、新聞売では 73.6 %が男子、26.4 %が女子である。
- 4) 次に大都市と地方都市別に見ると、大都市の靴磨は 292 人、地方都市は 153 人、新聞売は大都市 92 人、地方都市 14 人で両業種共大都市に圧倒的に集中している。これで見れば 街頭労働が戦後の特異な 都市現象だということがわかる。

第 1 表

概 表

業 種 別	性 地 區 別		計	男	女
	大 都 市	地 方 都 市	小 計		
靴 磨	大 都 市		292	253	39
	地 方 都 市		153	134	19
	小 計		445 (80.8%)	387 (83.2%)	58 (66.3%)
新 聞 売	大 都 市		92	67	25
	地 方 都 市		14	11	3
	小 計		106 (19.2%)	78 (16.8%)	28 (33.7%)
合 計	大 都 市 計		384	320	64
	地 方 都 市 計		167	145	22
	合 計		551 (100%)	465 (100%)	86 (100%)

Ⅱ 業種と年令 (第2表)

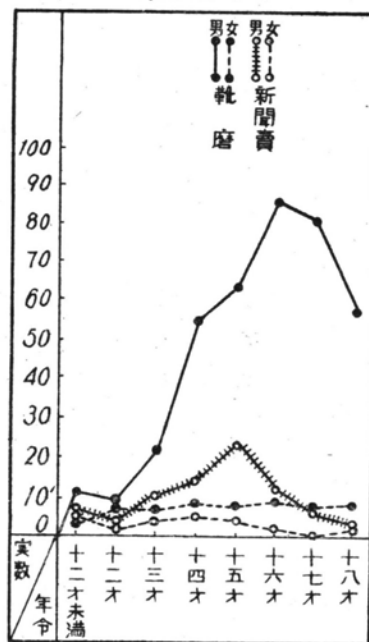
靴磨では16才が最も多く96人、次いで17才の88人、15才の72人、以下18才、14才、13才、12才といった順になっている。

この傾向は、大都市でも地方都市について見てもほぼ同様である。

また、業種別に年令段階の高低を比較すると、靴磨では15才から17才の間のものが多いが、新聞売では13才から16才の間のものが多い、新聞売の方が年令段階が低いことを示している。このことは技術的に見て新聞売の方が靴磨より楽であることと、後に見られるように労働時間も短く、働く時刻が在学者の通学に便利だということなどによるものと考えられる。

第2表 a

業種と年令



第2表 b

業 種 と

業 種 別				靴 磨							新				
地 区 別				大 都 市			地 方 都 市			小 計			大 都 市		
性 別				計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
年令別															
1 2	才	未	満	10	6	4	5	5	-	15	11	4	10	6	4
1 2			才	14	8	6	2	1	1	16	9	7	5	3	2
1 3			才	19	14	5	10	8	2	29	22	7	17	10	7
1 4			才	44	40	4	19	15	4	63	55	8	15	10	5
1 5			才	50	46	4	22	18	4	72	64	8	25	21	4
1 6			才	61	57	4	35	30	5	96	87	9	12	10	2
1 7			才	54	48	6	34	33	1	88	81	7	5	5	-
1 8			才	40	34	6	26	24	2	66	58	8	3	2	1
合			計	292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25

Ⅲ 家庭の状況 (第3表)

なぜ年少者が街頭に働かなければならないかという年少者の街頭労働の必然性と最も深く関連していると思われる
 身上や家庭の状況に関する事情を考察して見ると次のような結果を見る事が出来る。

年 令

開 売						合 計								
地 方 都 市			小 計			大 都 市 計			地 方 都 市 計			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1	-	1	11	6	5	20	12	8	6	5	1	26	17	9
-	-	-	5	3	2	19	11	8	2	1	1	21	12	9
1	-	1	18	10	8	36	24	12	11	8	3	47	32	15
4	4	-	19	14	5	59	50	9	23	19	4	82	69	13
3	3	-	28	24	4	75	67	8	25	21	4	100	88	12
2	2	-	14	12	2	73	67	6	37	32	5	110	99	11
1	1	-	6	6	-	59	53	6	35	34	1	94	87	7
2	1	1	5	3	2	43	36	7	28	25	3	71	61	10
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86

1. 両親との関係

父のないもの 160 人で29.0%、母のないもの 42 人で7.6%、両親のないもの 106 人で19.2%、両親が揃っているもの 231 人で、41.9% である。

以上父のないもの、母のないもの、両親のないものなどを合せて308人で55.8%となり、全体の半分以上にも及んでいる。

また両親が揃っているものでも、父が病気であつたり、失業したりして居り、又父が働いていても父の働きが街頭で働く子供の収入よりも少ないといった状況のものが大部分であることがこの調査に把握されている。以上に明かなように、家の支柱である父を失つたもの、母のないもの、両親ともないものが多いことがみられ、ここにも街頭に年少者が働かねばならない必然性の一端を見出すことができる。

いまその結果を簡単に示せば、大都市では片親又は両親のないものは234人で60.9%、両親の揃っているものは142人で37.1%にすぎず、地方都市の場合は前者が74人で44.3%、後者が89人で53.3%となり、大都市の方に親のないものが多い。しかも、以上の考察で氣の付く点は、父親のないものにくらべて母親のないものは案外に少ないことである。すなわち大都市では26人で6.7%、地方都市では16人で9.5%となつている。これで見ると、街頭に働く年少者には一家の生計の支柱を失つた家庭のものが多く、これらの事情が年少者をして街頭に働かしめる最も切実な動機に結びついていることがわかり、次の生計の中心と有業家族の有無に関する調査によつても裏付けられる。

2. 生計の中心と有業家族について

家族の生計の中心が誰であるかを見るならば、本人が生計の中心となつているものは全体で177人で32%、家族の他のものが中心となつているものは352人で64.9%である。

次に有業家族が本人の他にあるかないかについて見るならば、有業家族のあるものは全体で320人で58.1%、有

業家族のないものは210人で38.1%で有業家族のあるものが多くなっている。しかしこれを地方都市と大都市別に比較して見ると、有業家族のあるものが地方都市では136人で81.4%に対して大都市では184人で48.2%となっている。

次に有業家族のないものについては、大都市では183人で48.1%、地方都市では27人で16.1%となり、従つて大都市の年少者の方が生計の中心になつて働いているものが多い。

有業家族が本人の他にあるものがかなりあるが、しかしこの場合特に附記しておかなければならないことは、本人が生計の中心でないまでも、主要な家計の負担者であるものが大部分である。このことは前項にも述べたように街頭で働く年少者の家庭の状況は、両親のないものは勿論のこと両親の揃つていても病氣、失業、不在、貧困等のため本人が主要な生計の負担者であつて、決して彼等の働きが副次的なものではないことを物語つて居り、たとえ有業家族があつても、それは共々街頭で働いている母、弟、妹等であることが多く、これ等のことは街頭年少労働者の就労の動機や原因が極めて切実な家庭経済の状況に基いていることを端的に現している。

3. 住 居

住居について見るならば、家族と同居しているものが434人で78.8%の最高をしめ、仲間と同居しているものが87人で之に次ぎ、住居不定（駅周辺、公園の便所、ベンチ、大樹の下等に起居しているもの）が19名で第三位を占め、独りぼつちというものが3名ある。これも恐らく住所不定に近い生活を営んでいるのではないかと考えられる。

第3表

家 庭 の

区 別	業 地 状 況 別	種 域 性 別	別 別	靴 磨									新		
				大 都 市			地 方 都 市			合 計			大 都 市		
				計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
A 親 の 有 無	父 母 両 不	な な 親 計	し し り 明	76	60	16	37	33	4	113	93	20	44	26	18
				23	22	1	14	10	4	37	32	5	3	3	-
				76	72	4	17	17	-	93	89	4	12	10	2
				110	94	16	81	70	11	191	164	27	32	27	5
				7	5	2	4	4	-	11	9	2	1	1	-
				292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25
B 有 家 族 の 無	家 族 不 計	な あ 計	し り 明	30	29	1	41	36	5	71	65	6	55	34	21
				255	219	36	111	97	14	366	316	50	36	32	4
				7	5	2	1	1	-	8	6	2	1	1	-
				292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25
C 中 生 計 の 心	本 他 不 計	人 の 者 計	中 心 明	108	100	8	52	48	4	160	148	12	10	7	3
				173	145	28	96	81	15	269	226	43	76	58	18
				11	8	3	5	5	-	16	13	3	6	2	4
				292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25
D 有 家 族 有 無	有 不 計	業 家 族 無 明	有 無 明	108	100	8	122	106	16	230	206	24	76	57	19
				173	145	28	27	24	3	200	169	31	10	8	2
				11	8	3	4	4	-	15	12	3	6	2	4
				292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25
E 住 居 関 係	家 仲 親 不 單 不 計	族 間 分 計	同 同 居 居 定 独 明	214	176	38	127	112	15	341	288	53	79	57	22
				61	61	-	18	18	-	79	79	-	8	8	-
				2	1	1	1	1	-	3	2	1	-	-	-
				12	12	-	7	3	4	19	15	4	-	-	-
				3	3	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	3
				292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25

調 査 状 況

開 市 場			合 計			大 都 市			地 方 都 市			合 計		
地 方 都 市			合 計			大 都 市			地 方 都 市			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
3	3	-	47	29	18	120	86	34	40	36	4	160	122	38
2	2	-	5	5	-	26	25	1	16	12	4	42	37	5
1	1	-	13	11	2	88	82	6	18	18	-	106	100	6
8	5	3	40	32	8	142	121	21	89	75	14	231	196	35
-	-	-	1	1	-	8	6	2	4	4	-	12	10	2
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86
1	1	-	56	35	21	85	63	22	42	37	5	127	100	27
13	10	3	49	42	7	291	251	40	124	107	17	415	358	57
-	-	-	1	1	-	8	6	2	1	1	-	9	7	2
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86
7	7	-	17	14	3	118	107	11	59	55	4	177	162	15
7	4	3	83	62	21	249	203	46	103	85	18	352	288	64
-	-	-	6	2	4	17	10	7	5	5	-	22	15	7
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86
14	11	3	90	68	22	184	157	27	136	117	19	320	274	46
-	-	-	10	8	2	183	153	30	27	24	3	210	177	33
-	-	-	6	2	4	17	10	7	4	4	-	21	14	7
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86
14	11	3	93	68	25	293	233	60	141	123	18	434	356	78
-	-	-	8	8	-	69	69	-	18	18	-	87	87	-
-	-	-	-	-	-	2	1	1	1	1	-	3	2	1
-	-	-	-	-	-	12	12	-	7	3	4	19	15	4
-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	3	3	-
-	-	-	5	2	3	5	2	3	-	-	-	5	2	3
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86

又親分の家にいるものが3名あるがこれは正しい雇傭関係におかれているものではなく、いわゆる封建的な隷属要素の強いもので、この事は彼等の賃金関係を見ればわかるように、自営のものよりも、その賃金は不当に低いのである。詳しくは後に述べるが、参考迄に示せば、自営のものは4000円内外のものが多いの、これらのものは500円～1000円のもの1人、1000円～1500円が1人、後の1人は不明というように著しく賃金が低いことを如実に表わしている。

以上で大体の状況は把握出来るのではないかと思うが、今一つ問題になるのは、家族の全然ないもの、仲間と一緒に暮しているもの、定つた家のないもの、独りぼつち等は全体では極く僅かの数字ではあるが、正常でない彼等の日常生活はともすれば、往々不良化や犯罪の泥沼に転落する可能性と危険とを藏していることである。

しかし、見方によればこれらの身よりも家もない年少者達が、この泥沼の世界に落ちこむまいとしていちらしくも斗い抜いて行く最後の拠り所がこの種の街頭労働であると見ることも出来よう。

これによつて年少者の街頭進出の原因や、動機の大部分が不良性や浮浪性などの性向によるものではなくして、客観的な社会的、経済的事情に基ずく必然的なものである事を裏書きしている。

Ⅳ 在 学 年 数

街に働いている年少者はどのような教育を受けているか、又うけつつあるか、この調査の結果によれば、かれらは実際の所勉強より先ず生きていかなければならないというのが実状であろう。しかしかれらに勉学に対する希望がないわけでもない。この事は学校在学者で働いている者も多く、又中退者であつても夜学に入りたいと云つてゐる者も沢山いる事をみても明らかである。

次に学校を中退して現在働いているものの中には何年位学校に通つていたかについてみるならば、尋常科6年迄行つたものが最も多く、これを山として6年以上も6年未満もその率が低くなつてゐる。この傾向は大都市と地方都市別にみても結果は同じである。

第 4 表 a

在 学 年 数 表

年 数 地域別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	不 明	全くい かない	合 計
総 数 (%)	22 (3.4)	25 (5.0)	46 (8.4)	41 (7.4)	45 (8.2)	177 (32.4)	70 (12.8)	65 (11.8)	21 (3.9)	1 (0.2)	2 (0.4)	32 (6.0)	4 (0.8)	551 (100)
大 都 市	19	17	36	28	31	120	49	41	14	0	0	26	3	384
地 方 都 市	3	8	10	13	14	57	21	24	7	1	2	6	1	167

この表によつてもわかる様に初等教育すら満足に受けていないものが3割以上もあり、全然学校に行つた事のない者も僅かではあるが在学しているという事は注目される。

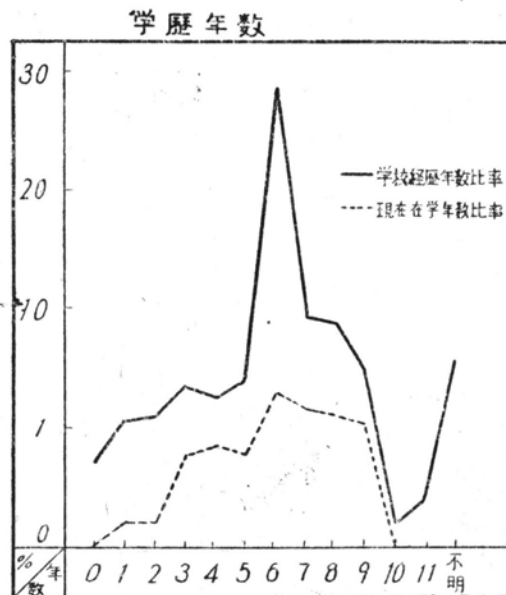
調査人員の15.3%は在学中の者である。しかし学校には席をおいてはいるが、実際は行つていないというものも見受けられる。この在学者を大都市と地方都市別に比較すると大都市の方は81.0%、地方都市は19.0%である。靴磨は455名中在学者は39名で8.4%に過ぎないが新聞売では106名中45名で42.1%に達しており、これを業種別にみるとその比率は新聞売の方が圧倒的に多い。これは労働時間が大いに影響しているものと思われる。即ち新聞売はパートタイムで働く事ができるため学校に通いながら街頭労働するのに都合がよいという事にある。

以上が在学中の者についての実態であるが更に注目されることは、ここに調査された街頭年少労働者の中ではたして義務教育を修了したものがどの位あるかということである。

昭和22年より6.3制が実施せられることになり年令的なずれをなおすために政令第77号第1條(学校教育法第39條第1項に規定する保護者の義務は昭和23年度に於いては子女の満14才に達した日の属する学年の終りまでとする)が公布された。それによれば現在満15才の者は昭和23年3月に6年を修了した学童であるので、当然この教育法の適用をうけるわけである。したがつて現在は第9学年に在学中の筈である。従つてこれ以前に卒業したものはこの規定から除外されるものであり、現在17才(満16才)以上のものは6カ年で義務教育を卒業したものとして取扱われるわけである。これによつて6年卒業者をみると17才(満16才)のものは73名(在学者1名を除く)で18才(満17才)のものは58名(3名在学者を除く)で残りの23名は(在学者4名を除く)6ヶ年の途中で離学した者である。

6.3 制の教育法の適用を受けている 16 才(満 15 才) 15 才(満 14 才)の学童は みなそれぞれ第 9 学年、第 8 学年に在学中であるわけであるのに、現在通学しているものは 16 才(満 15 才)で 110 名中僅か 5 名(4.6%)で 15 才(満 14 才)のもの 100 名中 7 名(7%)にすぎない。残りの 88.4%余りが中途退学をよぎなくされている子供である。

以上が学歴年数調べの大体の結果であるがこの調査の結果、要するに学校に行きたくても、家の経済的理由で学業を捨てて街に出て働かねばならない不幸な子供達にせめて義務教育だけでも受けさせる様に、又どうしても働かねばならないのなら適当に学業と併行出来る労働条件と労働環境を與えるなど、今後に残された問題として考えられなければならない。



第 4 表

在 学

業 種 別 地 域 別 性 別 在学年数	靴 磨									新		
	大 都 市			地 方 都 市			小 計			大 都 市		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1 年	17	13	4	3	3	-	20	16	4	(1) 2	(1) 2	-
2 年	16	14	2	8	6	2	24	20	4	(1) 1	(1) 1	-
3 年	28	26	2	10	9	1	(2) 38	(2) 35	3	(3) 8	(2) 7	(1) 1
4 年	(3) 23	(2) 21	(1) 2	(1) 11	(1) 9	2	(4) 34	(3) 30	(1) 4	(4) 5	1	(4) 4
5 年	(3) 26	(2) 21	(1) 5	(3) 14	(3) 12	2	(6) 40	(5) 33	(1) 7	(2) 5	1	(2) 4
6 年	(9) 97	(8) 80	(1) 17	57	51	6	(9) 154	(8) 131	(1) 23	(8) 23	(4) 16	(4) 7
7 年	(3) 30	(2) 29	(1) 1	(2) 18	(2) 17	1	(5) 48	(4) 46	(1) 2	(9) 19	(8) 18	(1) 1
8 年	(4) 27	(4) 27	-	(2) 19	(2) 16	3	(6) 46	(6) 43	3	(5) 14	(4) 12	(1) 2
9 年	(2) 8	(2) 8	-	(1) 4	(1) 4	-	(3) 12	(3) 12	-	(5) 6	(3) 4	(2) 2
10 年	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-
11 年	-	-	-	2	1	1	2	1	1	-	-	-
行 っ て な い	2	2	-	1	1	-	3	3	-	1	1	-
不 合 計	18	12	6	5	4	1	23	16	7	8	4	4
	292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25
在 学 中 の 者 計	24	20	4	9	9	-	33	29	4	38	23	15

〔註〕 () 内の数字は在学中の者を示す。

年 数

開			売			合								
地 方 都 市			小 計			大 都 市			地 方 都 市			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
-	-	-	(1) 2	(1) 2	-	(1) 19	(1) 15	4	3	3	-	(1) 22	(1) 18	4
-	-	-	(1) 1	(1) 1	-	(1) 17	(1) 15	2	8	6	2	(1) 25	(1) 21	4
-	-	-	(3) 8	(2) 7	(1) 1	(5) 36	(2) 33	(1) 3	10	9	1	(3) 46	(2) 42	(1) 4
2	2	-	(4) 7	(4) 3	(4) 4	(11) 28	(6) 22	(5) 6	(1) 13	(1) 11	2	(8) 41	(3) 33	(5) 8
-	-	-	(2) 5	(2) 1	(2) 4	(7) 31	(2) 22	(5) 9	(3) 14	(3) 12	2	(8) 45	(5) 34	(3) 11
-	-	-	(8) 23	(4) 16	(4) 7	(17) 120	(12) 96	(5) 24	57	51	6	(17) 177	(12) 147	(5) 30
(2) 3	(1) 2	(1) 1	(11) 22	(9) 20	(2) 2	(12) 49	(10) 47	(2) 2	(4) 21	(3) 19	(1) 2	(16) 70	(13) 66	(3) 4
(3) 5	(3) 4	1	(8) 19	(7) 16	(1) 3	(9) 41	(8) 39	(1) 2	(5) 24	(5) 20	4	(14) 65	(13) 59	(1) 6
(2) 3	(2) 3	-	(7) 9	(5) 7	(2) 2	(7) 14	(5) 12	(2) 2	(3) 7	(3) 7	-	(10) 21	(8) 19	(2) 2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	2	1	1
-	-	-	1	1	-	3	3	-	1	1	-	4	4	-
1	-	1	9	4	5	26	16	10	6	4	2	32	20	12
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86
7	6	1	45	29	16	68	49	19	16	15	1	78	58	20

第 4 表

年 令 別 , 在

業 種 別	学 年 別			0 年			1 年			2 年			3 年			4 年			5 年			6 年		
	性 別			計			計			計			計			計			計			計		
	年令別			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
靴 磨	15	才		-	-	-	4	4	-	1	-	1	4	4	-	7	7	-	7	6	1	25	23	2
	16	才		1	1	-	-	-	-	1	1	-	8	8	-	6	6	-	11	10	1	42	39	3
	17	才		-	-	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	3	3	-	9	8	1	38	34	4
	18	才		-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	-	3	3	-	1	-	1	21	19	2
新 聞 売	15	才		-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2
	16	才		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2
	17	才		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	18	才		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	15	才		-	-	-	4	4	-	1	-	1	6	6	-	7	7	-	7	6	1	28	24	4
	16	才		1	1	-	-	-	-	1	1	-	8	8	-	6	6	-	11	10	1	46	41	5
	17	才		-	-	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	3	3	-	9	8	1	39	35	4
	18	才		1	1	-	-	-	-	1	1	-	2	2	-	3	3	-	1	-	1	21	19	2

学 年 数

7 年			8 年			9 年			10 年			11 年			不 明			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
8	8	-	11	11	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	72	64	8
11	10	1	7	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	7	2	96	87	9
14	14	-	8	8	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	6	4	2	88	81	7
9	9	-	24	19	5	2	2	-	1	1	-	1	1	-	3	-	3	66	58	8
9	9	-	7	7	-	6	5	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	28	24	4
-	-	-	3	3	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	14	12	2
2	2	-	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-
-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1
17	17	-	18	18	-	7	6	1	-	-	-	-	-	-	4	-	4	100	88	12
11	10	1	10	8	2	5	5	-	-	-	-	-	-	-	11	9	2	110	99	11
16	16	-	10	9	1	8	8	-	-	-	-	-	-	-	6	4	2	94	87	7
9	9	-	26	20	6	2	2	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	69	60	9

V 1 日の働く時間

(1)明るい中だけ働くものとは、6時～18時まで、(2)暗くなつてから働くものとは、18時以後、(3)明るい中から夜にまたがるものとは、(1)から(2)にまたがるものをいう。

靴磨についてみると、明るい中から夜にまたがるものが一番多く 232 名で、総数の 52.1 %、明るい中だけ働くものは 142 名で 31.9%、暗くなつてから働くものは 44 名で 9.9%、不明が 27 名で 6.1 %となつている。(第 5 表 a 参照)

これを時間別にみると 1 日 6 時間未満働くものは全体の 2 割に足らず、10 時間以上働くものが、37.3%を占め 8 時間以上 10 時間未満の 20.7 %と合わせて、実に 6 割に近い年少者たちが毎日長時間労働に従事しているのである。

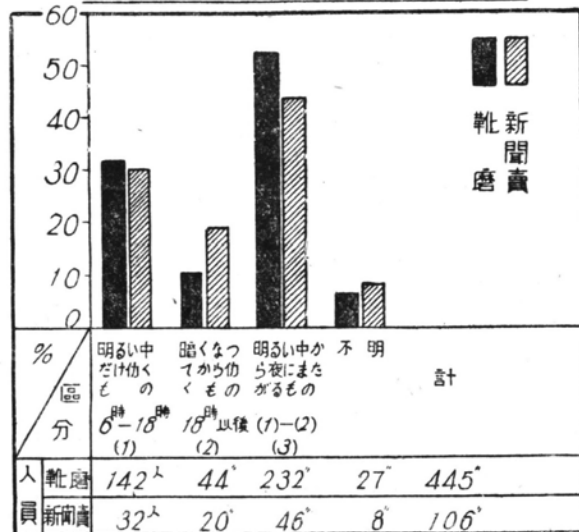
(第 5 表 b 参照)

この中には深夜の 12 時 1 時頃まで働くものもあり、1 週間の中大部分を深夜から翌朝にかけての徹夜労働をやつているもの、さらに徹夜労働を常態としている者さえも見られるのである。

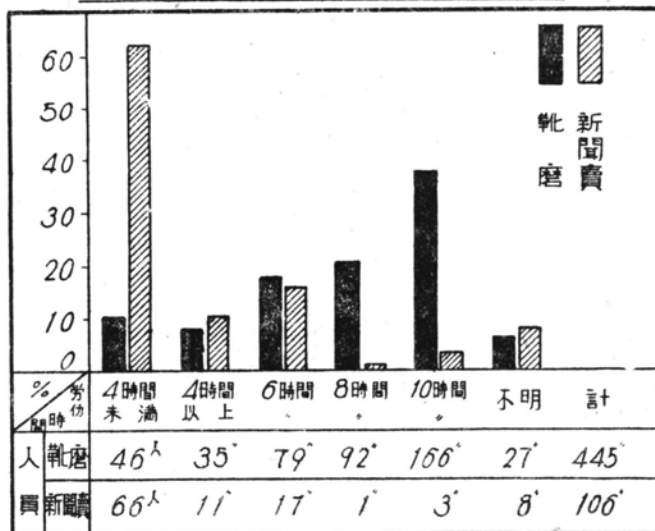
例えば母と弟 2 人、妹 1 人の家族を持ち、弟と 2 人で靴磨をやつている 16 才の少年は「働かなくては生きて行けないから、1 週間に 5 日位夜明しをする」と云い、又或る通学者は朝 6 時まで働き、つづいて学校に行き、帰つてから夕方働きに出るまでの間睡眠すると云つている。

新聞売では明るい中だけ働くものは靴磨の 31.9 %に対し、30.2 %で大体同率を示し 暗くなつてから働くものは、靴磨の 9.9 %に対して、18.9 %でほぼ 2 倍の率となるが、4 時間以上働くものは 1 人もなく、大体夕方の 3 時間前後

第5表a 1日の働く時刻比較表



第5表b 1日の働く時間比較表



第 5 表 c

1 日 の 働

区 分	業 種		働 場									新		
	地 域	性 別	大 都 市			地 方 都 市			計			大 都 市		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
明る いもの 中だ け働	4 時 間 未 満		12	9	3	1	1	-	13	10	3	11	9	2
	4 時 以 上		13	11	2	7	3	4	20	14	6	4	4	-
	6		30	28	2	17	14	3	47	42	5	9	2	7
	8		33	23	10	20	18	2	53	41	12	-	-	-
	10		7	6	1	2	2	-	9	8	1	-	-	-
暗 くも なつ てか ら	4 時 間 未 満		17	17	-	5	4	1	22	21	1	14	13	1
	4 時 以 上		7	7	-	4	4	-	11	11	-	-	-	-
	6		7	7	-	4	4	-	11	11	-	-	-	-
	8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
明 にま たが るも の夜	4 時 間 未 満		11	11	-	-	-	-	11	11	-	30	25	5
	4 時 以 上		4	4	-	-	-	-	4	4	-	7	3	4
	6		11	7	4	10	10	-	21	17	4	5	2	3
	8		27	23	4	12	12	-	39	35	4	1	1	-
	10		96	84	12	61	52	9	157	136	21	3	3	-
不 明			17	16	1	19	10	-	27	26	1	8	5	3
計			292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25

＜ 時 間 調

開			売			合									計		
地 方 都 市			計			大 都 市			地 方 都 市			計			計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
5	3	2	16	12	4	23	18	5	6	4	2	29	22	7			
-	-	-	4	4	-	17	15	2	7	3	4	24	18	6			
3	2	1	12	4	8	39	30	9	20	16	4	59	46	13			
-	-	-	-	-	-	33	23	10	20	18	2	53	41	12			
-	-	-	-	-	-	7	6	1	2	2	-	9	8	1			
6	6	-	20	19	1	31	30	1	11	10	1	42	40	2			
-	-	-	-	-	-	7	7	-	4	4	-	11	11	-			
-	-	-	-	-	-	7	7	-	4	4	-	11	11	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	30	25	5	41	36	5	-	-	-	41	36	5			
-	-	-	7	3	4	11	7	4	-	-	-	11	7	4			
-	-	-	5	2	3	16	9	7	10	10	-	26	19	7			
-	-	-	1	1	-	28	24	4	12	12	-	40	36	4			
-	-	-	3	3	-	99	87	12	61	52	9	160	139	21			
-	-	-	8	5	3	25	21	4	10	10	-	35	31	4			
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86			

というところが多い。明るい中から夜にまたがるものでは、靴磨の 52.1 に対し 43.4 %でやや低い率を示している。

(第5表a参照)

1日の労働時間では、二つの業種の相違は特に顕著である。靴磨では8時間以上働くものが、58 %もあるが、新聞売では総数106名中僅かに4名で3.7 %に過ぎない。又靴磨では6時間以上働くものが、75.7 %であるに反し、新聞売では6時間未満が72.7 %を占めて対蹠的である。しかも靴磨では10時間以上が最も多く、新聞売では4時間未満が圧倒的に多い。(第5表b参照)

以上によつて、概して靴磨は労働時間が長く、深夜に及ぶものが多いが、新聞売では労働時間は短く深夜に及ぶものは殆んどないということが云える。

両業種共性別による労働時間の相違というものは殆んど見られない。大都市、地方都市の比較についても地方都市の新聞売に明るい中から夜にまたがるものが1人もいない(これとても地方都市の新聞売男女合せて僅か14名という人数を考慮に入れなければならない)点を除いては特別な違いを抜き出すことは困難である。

Ⅵ 1 カ月の働く日数と収入

A 働 く 日 数

靴磨では1カ月の労働日数は20日以上25日未満のものが最も多く、190名で42.7%を占め、次いで25日以上ものが154名で34.6%、20日未満のものが77名で17.3%、不明24名で5.4%となっている。

新聞売では20日未満のものは僅かに4名で3.8%、20日以上25日未満のもの18.9%、25日以上のは66.0%を占めている。(第6表a参照)

1日の労働時間では靴磨の方が長いが、1カ月の労働日数は新聞売の方が多い。この違いは天候のような自然条件、労働時間の長短、深夜労働であるか否か、疲労度等から来るものであろう。

靴磨のように長時間しかも夜間遅くまでに亘る労働では1カ月25日以上の稼働は肉体的にも困難であり、従属関係などでしばられない大部分の自営業者はたとえ天候に左右されなくとも疲労の激しい場合などは比較的自由に休業している状況である。

両業種共に一般に定休日はないが、自営業の場合は雨天のときとか休みたいときは休んでいるが、従属関係や雇傭関係にあるものは雨天のとき位しか休めない。雨天のときでも雨があがれば働きに出なければならないし、又雨降りでも休まないというものもある。

B 収 入

靴磨では大体1日10人から20人位のお客があり、15人位という処が標準である。1人の磨代は安いものは10円から高いもので30円位であり、20円という処が最も多い。勿論長靴の場合や汚れをガソリンで掃きとつてから磨くというような場合は30円、40円とる。しかし一応値段はきまつていても中には「呉れるだけ貰う」というものやときには100円札を置いていくお客もあり、「磨かせて置いて払わないものもある」と何人かの少年者は訴えている。

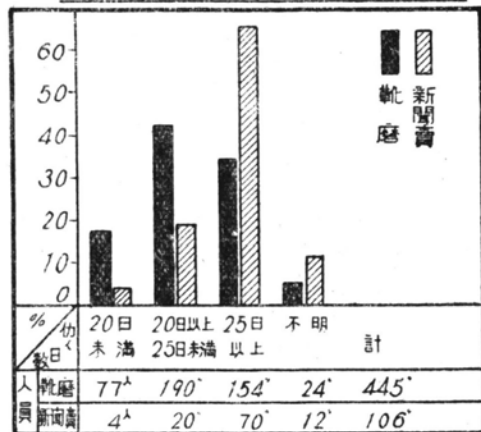
支出は主に靴墨代であるが、米国製1個250円、日本製45円程度である。1個の靴墨で50人から60人磨くというのが最も多い。この外に「場銭」と称して毎日露店商取締人の様な者に徴収される支出や交通費などがある。

従属関係にあるものは収入の6分を親方に納め、4分を貰うもの、材料の支給を受けて収入は全部親方に渡し、小遣程度しか貰わないものなどもある。

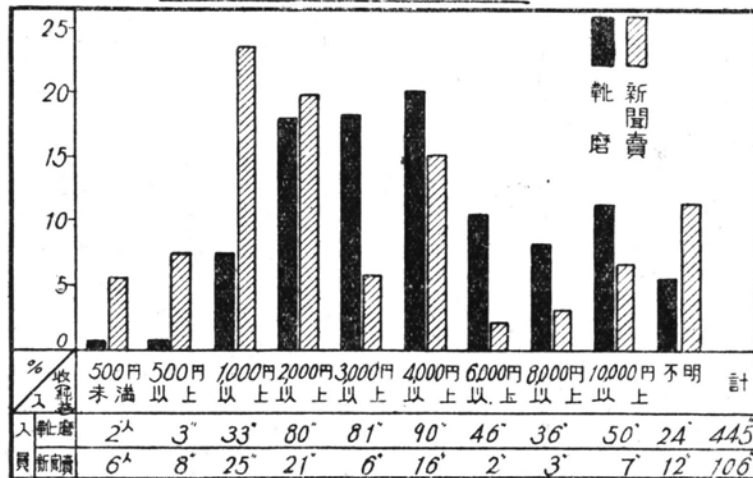
ここで収入(純益)というのは、右の従属関係にある場合では本人の貰う額、自営業の場合では総収入から材料代(主として墨代)を差引いたものを指している。新聞売の場合も同様である。

新聞売についてみると、1枚2円程度で仕入れ各種の新聞3枚を1組として10円で売りさばくのが普通でこの場合は1組の利益は4円である。1日の売上は最低30組から最高100組位である。雇用関係にあるものは1枚につき10銭から15銭の歩合を貰っている。靴磨、新聞売共に従属関係や雇用関係にあるものはいくら稼いでも親方や雇主に搾取され、本人の受取る収入は極めて少いのである。或る靴磨の少年は「親方にみんなとられるのは損だから、キャNDERなんかを買つて食べる、だけど持つて帰る金があんまり少いと叱られる」と云っている。

第6表a 1ヶ月の休く日数比較表



第6表b 1ヶ月の収入比較表



第 6 表 c

一ヶ月の働く日

労働日数	業種別 地域別 収入性別	靴 磨									新		
		大 都 市			地 方 都 市			計			大 都 市		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
二〇日未満	500円未満				2	2	-	2	2	-	1	1	-
	500円以上				2	2	-	2	2	-	1	-	1
	1,000円	10	7	3	7	6	1	17	13	4	-	-	-
	2,000円	19	19	-	8	6	2	27	25	2	-	-	-
	3,000円	6	6	-	6	4	2	12	10	2	-	-	-
	4,000円	5	5	-	3	3	-	8	8	-	1	1	-
	6,000円	3	3	-	1	1	-	4	4	-	-	-	-
	8,000円	1	1	-	3	3	-	4	4	-	-	-	-
	10,000円	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-
二二〇五日以上	500円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	500円以上	1	-	1	-	-	-	1	-	1	2	2	-
	1,000円	13	13	-	3	2	1	16	15	1	15	15	-
	2,000円	14	11	3	23	21	2	37	32	5	3	-	3
	3,000円	22	16	6	30	23	7	52	39	13	-	-	-
	4,000円	30	21	9	24	23	1	54	44	10	-	-	-
	6,000円	16	12	4	1	1	-	17	13	4	-	-	-
	8,000円	9	9	-	1	1	-	10	10	-	-	-	-
	10,000円	2	2	-	1	1	-	3	3	-	-	-	-
二五日以上	500円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-
	500円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-
	1,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-
	2,000円	10	10	-	6	5	1	16	15	1	17	6	11
	3,000円	13	12	1	4	3	1	17	15	2	6	5	1
	4,000円	19	17	2	9	8	1	28	25	3	14	9	5
	6,000円	19	15	4	6	6	-	25	21	4	2	1	1
	8,000円	22	21	1	-	-	-	22	21	1	3	2	1
	10,000円	46	44	2	-	-	-	46	44	2	7	6	1
不 明		12	9	3	12	12	-	24	21	3	4	3	1
計		292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25

数 と 収 入 (純益)

開 売						合 計								
地 方 都 市			計			大 都 市			地 方 都 市			計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
-	-	-	1	1	-	1	1	-	2	2	-	3	3	-
-	-	-	1	-	1	1	-	1	2	2	-	3	2	1
-	-	-	-	-	-	10	7	3	7	6	1	17	13	4
-	-	-	-	-	-	19	19	-	8	6	2	27	25	2
-	-	-	-	-	-	6	6	-	6	4	2	12	10	2
1	1	-	2	2	-	6	6	-	4	4	-	10	10	-
-	-	-	-	-	-	3	3	-	1	1	-	4	4	-
-	-	-	-	-	-	1	1	-	3	3	-	4	4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	2	-	3	2	1	-	-	-	3	2	1
-	-	-	15	15	-	28	28	-	3	2	1	31	30	1
-	-	-	3	-	3	17	11	6	23	21	2	40	32	8
-	-	-	-	-	-	22	16	6	30	23	7	52	39	13
-	-	-	-	-	-	30	21	9	24	23	1	54	44	10
-	-	-	-	-	-	16	12	4	1	1	-	17	13	4
-	-	-	-	-	-	9	9	-	1	1	-	10	10	-
-	-	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-	3	3	-
2	-	2	5	3	2	3	3	-	2	-	2	5	2	2
-	-	-	5	5	-	5	5	-	-	-	-	5	5	-
2	2	-	10	10	-	8	8	-	2	2	-	10	10	-
1	-	1	18	6	12	27	16	11	7	5	2	34	21	13
-	-	-	6	5	1	19	17	2	4	8	1	23	20	3
-	-	-	14	9	5	33	26	7	9	8	1	42	34	8
-	-	-	2	1	1	21	16	5	6	6	-	27	22	5
-	-	-	3	2	1	25	23	2	-	-	-	25	25	2
-	-	-	7	6	1	53	50	3	-	-	-	53	50	3
8	8	-	12	11	1	16	12	4	20	20	-	36	32	4
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86

靴磨で最も多い率をしめしているのは 4,000 円以上 6,000 円未満の収入をあげているもので、6,000 円以上の収入をあげているものは約 30 %あるが、新聞売では 1,000 円以上 2,000 円未満の収入をあげているものの数が最も多く、6,000 円以上は 11.3 %である。(第 6 表 b 参照)

労働時間、労働日数及び収入の関係を両業種比較して要約すれば、靴磨は新聞売に比べて労働時間は長く従つてその収入は多いということが云える。これに比して新聞売りの労働時間はパートタイムであるために、収入も低くなつてゐる。

Ⅶ 従業関係のあり方(労働関係の形態) (第7表)

道路にべつたり坐つて、靴をみがいている子供達、駅の構内や汽車の中で新聞を売っている子供達——これらの子供達は、一般的には浮浪児で、しかも彼らは親分子分の身分関係に従属されているように考えられていた。勿論こうした労働形態の下で働かされている子供も何人かは居るにしても、それはほんの一部の子供達であり、殆んどがその様な背後関係をもたずに、独立した労働形態又は家族や友達との共同の労働形態を維持しているのである。すなわち資本(磨台、はけ、布、靴墨)を各自で負担し、(最初の資本は殆んど親や兄弟に出してもらっている)その労働から得た収入は毎日の場代を10円から15円を差引いた残金全部が彼らのふとろに直接入る様な、全く独立した営業形態である。

つまり街頭年少労働者551人中、自営のものが488人88.5%で大部分を占めている。協同経営というのは、資本を出し合つて利益を平等に分配する方法であろうと思われるが、これは15人(2%)である。

ところがここに問題視されねばならないのは僅少であるが、古い身分的従属関係で拘束されている子供達と極めて低い賃金で雇用されている子供達があるという事である。その数の多少にかかわらず、そのこと自体が社会的問題となることに注目しなければならない。

さて従属的環境にある子供達の例を一つ二つのべようと思うが、この子供達の背後には、封建的勢力によつて子供達を隷属的身分関係のもとに拘束し、労働を搾取している判然とした形態がある。親分——親方——子分、この区別

は毎日の労働の上に具体的な問題を生じさせている。

1. 栃木県、18才 男子。

父親がその親分の一家に入り、従つて自分もその一家の拘束をうけている。

監督は、親分は1カ月に1度、親方は1カ月に2,3回見廻りに来る。賃金は、毎日帰りに親方の家に寄り、親方に収入の6分をおさめ、本人は4分の割合で歩合をもらう。昨年(23年)の暮に上着(單衣のボームスパン)一枚を親方からもらつた。

材料は日々納金する6分の中から親方が出してくれる。

露店商組合というものがあるがこれには親方が入つていて、本人は河内一家の白鳥組という組織に加入している。組合費300円は、納金している6分の中から親方が、地代1日5円の分と一緒に支払つてくれる。

2. 鹿児島例 14才 男子。

親方の家に寝起している。晝間親方と一緒に街頭で靴修繕の手傳いや靴磨きをやつている。現金収入は全然なく、代金は全部親方がうけとる。

定休日というのではないが、親方の都合によつて休みがある。材料仕入れは親方が一切やつてくれる。しかし本人は云つている。現金はもらわなくても、衣類でもなんでも買つてくれるのでうれしい。機械の事が好きだからトラツクか船の機関部の仕事をしたいと思う。

3. 秋田市 13才 男子。

兄貴分と毎日働いている。まだ見習いの時期なので給料は1日30円位しかくれない。調査の際に実際の収入のことを聞こうとしたが、それ以上の事は答えず、そばにいる兄貴分やテキヤ仲間が恐迫して口を封じていたという。

雇用関係につながっているものというのは、新聞売に多いが、これは所謂新聞配達として毎朝定められた部数を決められた家に配布してまわり、日給なり月給なりを雇用主からうけている子供では全くない。この雇用関係というのは、新聞の販売所から新聞を委託され、その新聞をもつて街頭に立ち朝夕の道行く人々に売つて、そのうり上げから1部について10銭とか15銭とかの僅かな歩合賃金を店主からもらっているものを指しているのである。賃金の歩合の点だけみれば前の親分関係のものと、そう大差はない様にみえるのであるが、根本的には身分的拘束があるかないかで両者の間の労働形態を区別するものであろう。つまり前者の場合は明らかに身分的隷属関係を維持しており、後者の場合はただ労働力を提供して、その代りに労働がもたらす日々の利益に応じて報酬をもらうという普通の雇用契約と同じ様に解釈されるものである。この点に従属関係と雇用関係との間に劃然とした区別をおいたのである。

雇用関係の一例をあげてみる。

1. 京都 15才 男子。

所属販売店から毎日300部から400部ぐらい受け取り、1部につき1円50銭で売り15銭の歩合を店主から帰りにもらう。残部は販売店へ返すが。あまり多く返すと文句を云われる。

2. 京都 15才 男子。

朝新聞配達をしていたが、(固定給1ヵ月600円)立売りするものがないのでやつてくれと頼まれ引受けた。500枚

第 7 表

従 業 関 係 の あ り

業 種 別 地 域 別 性 別 従業関係	靴 磨									新		
	大 都 市			地 方 都 市			小 計			大 都 市		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
自 営	276	238	38	133	114	19	409	352	57	68	45	23
共 営	11	11	-	4	4	-	15	15	-	-	-	-
従 属	2	1	1	9	9	-	11	10	1	-	-	-
雇 用	1	1	-	1	1	-	2	2	-	24	22	2
不 明	2	2	-	6	6	-	8	8	-	-	-	-
合 計	292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25

方（労働関係の形態）

開 売						合 計								
地 方 都 市			小 計			大 都 市			地 方 都 市			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
11	9	2	79	54	25	344	283	61	144	123	21	488	406	82
-	-	-	-	-	-	11	11	-	4	3	-	15	15	-
-	-	-	-	-	-	2	1	1	9	9	-	11	10	1
3	2	1	27	24	3	25	23	2	4	3	1	29	26	3
-	-	-	-	-	-	2	2	-	6	6	-	8	8	-
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86

位売るが、1部10銭の歩合をくれる。朝刊をうると学校におくれるので売らないが、朝刊をひきうけると月150円の手当をうり上げの他にくれる。日曜日は勉強をしたいので売らないが、店では文句ばかり云う。春秋は遠足があるがお菓子だけくれる。

3. 横浜 16才 男子。

新聞販売所から仲間と3人で600枚を受けとる。賃金は売上げの1割をもらうことになっているが、実際は1割以下である。その他に月給350円をくれると云っているが未だもらっていない。

従属関係におかれている者は、全部が靴磨であるが、ほとんど地方にかたまり、雇用関係は新聞売で大都市に多くなっている。

男女別にみると、女子の数は一般に非常に少いが、ことに此の様な特殊な労働形態で働いている子供には女子が1名いるだけで、あとの全部は男子である。

Ⅷ 材料の仕入方 (第8表)

仕入先や仕入の経路をみると、551人中商店(小売商)から仕入れるもの267名、卸商から仕入れるものが81名で、両者を合せて63.2%となり、これについては別に問題になる点はないと考えられる。

ブローカーから仕入れるものが143名(26%)あるが、ブローカーのところに商品が入るまでの経路とその中間搾取利潤がどの位の率になるかという関係についてはこの子供達にとつては知る由もないことだし、この点についての調査は技術的にもより困難であるので、今回はふれていない。この街頭労働者に材料を卸す商売に歩く人は、丁度靴ずみがなくなる時を見はからて廻ってくるのであるが、ちがつた人でも違つた場所でもその間価格は同じなのである。親方から材料をもらうというのは、前の項の親分関係のところで説明したので、ここでも繰り返すことはない。ただ親方からという者の中には、親方から材料を買い取るのと親方におさめる歩合の中から親方がくれるものとが含まれていることである。

第 8 表

材 料 の

業 種 別 地 域 別 性 別 材料仕入別	靴 磨									新		
	大 都 市			地 方 都 市			小 計			大 都 市		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
商 店	120	101	19	117	100	17	237	201	36	18	16	2
ブ ロ ッ カ ー	88	84	4	18	16	2	106	100	6	37	21	16
卸 商	65	60	5	7	7	-	72	67	5	9	5	4
親 方	1	-	1	8	8	-	9	8	1	-	-	-
雇 用 主	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	22	2
不 明	18	8	10	3	3	-	21	11	10	4	3	1
合 計	292	253	39	153	134	19	445	387	58	92	67	25

仕 入 方

開 売						合 計								
地 方 都 市			小 計			大 都 市			地 方 都 市			合 計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
12	9	3	30	25	5	138	117	21	129	109	20	267	226	41
-	-	-	37	21	16	125	105	20	18	16	2	143	121	22
-	-	-	9	7	2	74	65	9	7	7	-	81	74	7
-	-	-	-	-	-	1	-	1	8	8	-	9	8	1
2	2	-	26	22	4	24	22	2	2	2	-	26	22	4
-	-	-	4	3	1	22	11	11	3	3	-	25	14	11
14	11	3	106	78	28	384	320	64	167	145	22	551	465	86

Ⅸ 組合の有無 (第9表)

551名中組合をもっていないものが、502名(91%)いる。組合に加入しているものが35名あるが、この組合の組織については、相当の検討の余地があるものと思われる。なぜならば、この組合というのは露店商組合であつて、この組合の多くは、封建的基盤をもつたボスの支配下におさめられているからである。つまりこの組合というのが近代的な合法的仮面をかぶつたボス組織である場合が多い。たとえば相当の地域を或る特定の人の名義で場所の権利として買いとり、その土地と結びつけた支配形態をそのまま残しているのである。つまりそこの組合に入るとは、その人から場所の権利を借るためだけのものにしかすぎず、その他の人格的権利の保護には全く価値のない存在である。従つて年少者がそこの組合に加入しているからといつて、近代的労働組合という觀念と混同してはならないのであつて、決して年少者の保護の立場にたつたものでなく、ただ大人と同じように場所の権利をかりているだけのものにすぎないという事を見のがしてはならない。又他の者は〇〇組合之所属という名称をもつてはいないが毎日きちんと「場代」をおさめているのであつて、この事は本質的には前者の場合と何らことなるところはないことをいみしているのである。

第9表

組 合 の 有 無

業 種 別	区 分 性 別 地域別	有			な し			不 明			合 計		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
靴 磨	大 都 市	21	20	1	268	230	38	3	3	-	292	253	39
	地 方 都 市	12	11	1	141	123	18	-	1	-	153	134	19
	小 計	33	31	2	296	252	45	3	3	-	445	391	54
新 聞 売	大 都 市	-	-	-	86	62	24	6	5	1	92	67	25
	地 方 都 市	2	2	-	7	4	3	5	5	-	14	11	3
	小 計	2	2	-	93	66	27	11	10	1	106	78	28
合 計	大 都 市	21	20	1	354	292	62	9	8	1	384	320	64
	地 方 都 市	14	13	1	148	127	21	5	5	-	167	145	22
	合 計	35	33	2	502	419	83	14	13	1	551	465	86

X 仕事の動機 (第6表)

仕事の動機には、何と云つても家計補助のためと、自活のためのものが最も多い。前にのべた家族状況のところでもみられるように、貧困な家庭では家族中の働けるものは全部働いて生活費をうみ出しているものであり、働ける父母はあつても父親の給料や、母親の仕事賃ではこれらの子供達の生活は維持されていないのがかれらの家庭である。工場で働く年少労働者の勤の動機も又家計補助のためというのであるが、街頭労働をよぎなくさせられる子供達には更に悪条件が附加されているのである。つまり定つた仕事をしたいという希望は、この子供達の大部分の声であるが一般のおつとめでは 1000 円から 2000 円位しかとれないので、それでは僕達の生活はやつて行けないから——と云つてゐる。又全く義務教育を修了していない子供は正規の手続きを経て就職出来ないわけであり。この様な子供がかなり含まれている。貧困のため勉強をする機会も期間もなく過してしまつたこれらの子供達には、学問の平等の権利も、手のとどかない存在でしかない。もう一つは義務教育在学中の者で手近な仕事のために働いているものも相当含まれている。学校のあい間をさいて、労働環境の悪い街頭で働いて学資や家計の足しにしている子供である。自活のためというのは殆んど全部が戦災のため父母や兄弟を失ひ、なんとか生きるために手近な資本のかからない、この仕事にかぶりついたという結果である。

この様な戦争の犠牲をこうむつた子供達の生活をささえるためには、正規の労働関係からうける賃金や、社会保障による給與金なども現在のその額は甚しく低いので、彼らはこの街頭労働の他に途がないと思ひこんでいる。この様

な思いを抱きながら、不安な毎日を街で働いている子供達、そしていつとはなしに悪い環境にはまり込み純真な心をふみにじられて行く可哀想な子供達であることを思えば、一日も速やかに適当な保護対策をたててやらねばならぬと考えられる。とにかく、この街頭労働に従事している子供達は、定まつた正しい仕事につきたいという切実な一つの希望をみながひとしく抱いていることからしても、この要求をかなえてやれるような正しい労働と良い労働の環境を與えることがこの子供達の將來のすべてを決する先決問題であろう。

X 仕 事 の 動 機 (第10表)

業 種 別	区 分	家計補助のため			自 活 の た め			不 明			合 計		
	性 別 地域別	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
靴 磨	大 都 市	108	100	8	173	145	28	11	8	3	292	253	39
	地 方 都 市	122	106	16	27	24	3	3	4	-	153	134	19
	小 計	230	206	24	200	169	31	15	12	3	445	387	58
新 開 売	大 都 市	76	57	19	10	8	2	6	2	4	92	67	25
	地 方 都 市	14	11	3	-	-	-	-	-	-	14	11	3
	小 計	90	68	22	10	8	2	6	2	4	106	78	28
合 計	大 都 市	184	157	27	183	153	30	17	10	7	384	320	64
	地 方 都 市	136	117	19	27	24	3	4	4	-	167	145	22
	合 計	320	274	46	210	177	33	21	14	7	551	465	86

X 将来の希望 (第11表)

塵埃と騒音の中でただ食うために追われながら靴を磨いている小さい年少者達が、将来に対してどんなさやかな喜びを見い出そうとしているのかということを尋ねることは、彼らの生活態度を知る上に大切な参考資料である。そして又、今後に残された保護対策の上にも欠くべからざる貴重な資料となるであろう。その意味でこの調査を最後に合せ行つたのである。

その結果私達の予期しなかつた様な現実的切実な訴えを知ることが出来た。

今のままでよいという者が15名(2.7%)、考えたことがないという者が129名(23.4%)、不明が151名(27.5%)である。これらの子供達はあまりにも悲惨な生活をいかに維持していくかという事で一杯なのであろう。何一つ人間としての生活の保障を與えられていない子供達が、絶望と諦めの中で、食うために斗うこと——それだけが現在の彼らのすべてであらう。

しかしこうした悲惨な生活を送っている彼らの中で、自分の将来に対して現実的な希望を抱き、みたされないその望みを各自で暖めている子供達が218名(39.6%)を占めている。それらの子供達の夢は人間の社会にとつて不可能なぜいたくな慾望なのであろうか。表にも現われているように第一に定まつた仕事がほしい事、第二に学校えいきたいということ、第三にわすかに人間としての慾望をみたし得る様な、例えば洋服がほしい、映画がみたい、うまいものが食べたい、父ちゃん母ちゃんを安心させたいという様な事なのである。

表について細い説明は要しないと思うので、これ以上は省略するが、安定した仕事を欲しているにもかかわらず、工場で支払われる年少者の賃金ではどうしても生活が出来ないし、又それでさえも就職の窓口はせまいので、将来に對して不安を抱きながら、毎日を街頭に稼いでいるこれらの子供達のただ一つの望みは、正しく働きたいという労働の意欲にかかっているのである。もはや彼らは浮浪児としてではなく、年少労働者として正しい近代的な労働環境を與えてやらねばならない尊い存在とみるべきである。

第 11 表(a) 將來の希望について

安定性のある仕事につきたい	218 名	39.6 %
考えたことはない	129 ♀	23.4 ♀
学校えゆきたい	27 ♀	4.9 ♀
今のまゝでよい	15 ♀	2.7 ♀
その他	11 ♀	1.9 ♀
不 明	151 ♀	27.5 ♀
計	551 ♀	100 ♀

(d)

次に具体的に要求している子供達の聲をそのまま掲げてみる	
【安定性のある仕事につきたい】	【そ の 他 の 事】
靴屋になりたい。	洋服をこしらえたい。
商売がしたい。	貯金が出来たらおじいさんのところへ帰りたい。
会社に入りたい。	生活をらくにして、父ちゃん母ちゃんを安心させたい。
工員になりたい。	母ちゃんと一緒にいたい。
運轉手になりたい。	母ちゃんの病気をなほしてやりたい。
大工になりたい。	家庭がほしい。
自動車の修理工になりたい。	映画がみたい。
鉄道員になりたい。	おいしいものが食べたい。
ラジオ技師になりたい。	野球をやりたい。
その他は漠然と定職をもとめている。	

む す び

これらの街頭労働の社会的経済的必然性はすでに各項に亘つて分析されたがこれを要約すると、

1. 両親又は片親のないものが多く、特に父のないものが多いこと。
2. 本人が生活の中心であるものがかなり多く、直接生計の中心でないまでも重要な支柱であるものが多いこと。
3. 工場などの正規な雇用の機会が年少者に極度にせばめられていること。
4. 工場などの正規の雇用労働では生活を支えるだけの賃金が得られないこと。
5. 街頭労働は技術を必要としないので年少者にとりつき易いし資本も殆んどかからずに収入があがること。また労働時間にしばられることが少いために学者にも働くことができるものもあること。
6. 支給額その他の関係から社会保障だけに頼れないこと。

この様な事情がかれらをして街頭に働かしめる主な原因であり必然性であろう。

現在の社会経済状況のもとでは、このような必然性から生れて来る街頭労働を抹殺することは出来ないし、又近い将来において街頭労働者が影をひそめるような客観的條件が整うことも考えられない。

街頭に働く年少者たちにとっては「すべて児童はひとしくその生活を保障され愛護されなければならない」と言う児童保護の精神も教育の機会均等も、労働の保護も縁なきものでしかない。

次の事実は何らかの対策を樹てなければならない要点として指摘されるであろう。

1. 労働時間が極めて長く、しかも夜間にわたるものが多い。(靴磨)
2. 義務教育さえ満足に受けていないものが大部分である。
3. 新聞売では42%あまりが通学中のものである。
4. 親分子分の身分的れい属に置かれているものがある。
5. 身分的れい属関係にあるものも雇用関係にあるものも共に中間搾取が行われている。
6. 労働環境が不良化や罪を犯かさせる危険性を伴っていること。

この調査によつて把握された街頭労働者は551名であるが、全国の街頭労働者の総数はこの数をはるかに上廻るものであることは想像に難くないし、さらにこの調査の対象となつた靴磨、新聞売の外にピーナツ売、納豆売、ライターの石売、おもちゃ売等々の街頭年少者を合せればその数は更に増大するであろう。そして調査対象とならなかつた街頭労働者もまた靴磨や新聞売と同じ様な社会的な条件や環境におかれていることも間違いないであろう。街頭労働のすべてを含めての施策が考えられなければならない。

第 二 部

全国の靴磨および新聞売を除いた他の業務に働く街頭年少労働者

目 次

一、調 査 の 目 的	(52)
二、調 査 の 対 象	(52)
三、調 査 の 期 日	(53)
四、調 査 の 方 法	(53)
五、調 査 の 結 果	(53)
I 概 況.....	(54)
II 年 齢 別 調.....	(59)
III 家 庭 状 況 調.....	(66)
IV 就 学 状 況 調.....	(70)
V 勞 働 時 間.....	(73)
VI 收 入 状 況 調.....	(77)
VII 勞 働 形 態 調.....	(82)
VIII 仕 事 の 動 機.....	(85)
IX 勞 働 環 境.....	(88)

第 二 部

全国の靴磨および新聞売を除いた他の業務に働く街頭年少労働者

一、調 査 の 目 的

この調査はさきの靴磨と新聞売の調査と同じく、年少者がどのような必然性から街頭労働に従事し、どのような労働関係のもとに、またどのような労働条件や労働環境で働いているか、あるいは彼等の従事している街頭労働にはどんな業種があるか、などその現状を把握して必要に応じてこの部面の労働保護の法規を新しく制定するなど、有効な労働保護の途を講じるための基本資料を得ることを目的として行われたものである。

二、調 査 の 対 象

この調査は街頭に働いている満18才にみたない少年少女のうち、靴磨、新聞売を除いた他の業種に従事しているものを対象とした。

三、調査の期日

昭和24年12月から昭和25年1月にかけて行われたものである。

四、調査の方法

この調査は、労働省婦人少年局の全国各地方職員室係員が、各都道府県庁所在都市またはその他の一都市を限り、街頭に働いている年少者に直接面接して、個別の実態調査を行つた結果を、本省婦人少年局で集計整理したものである。

五、調査の結果

調査の結果について、街頭労働現象は地方別に特色がみられるのではないかと考え、北海道地方をはじめ、7 地方別に区分して、集計をこころみた。

なお年齢はすべて1950年1月1日現在における満才である。

I 概 況 (第1表、第2表、第3表)

調査対象人員総数は354名で男247名(70%)、女107名(30%)である。

第1表 調査報告数

北海道	東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方	合計
6	青森県 6 岩手 62 宮城 11 秋田 2 山形 28 福島 14	茨城県 3 栃木 7 群馬 0 埼玉 1 千葉 4 東京 79 神奈川 31	新潟県 0 富山 0 石川 0 福井 0 山梨 4 長野 1 岐阜 0 静岡 0 愛知 5	三重県 0 滋賀 0 京都 1 大阪 8 兵庫 37 奈良 0 和歌山 0	鳥根県 0 鳥取 0 岡山 1 広島 0 山口 1	徳島県 0 香川 1 愛媛 0 高知 0	福岡県 18 佐賀 8 長崎 6 熊本 0 大分 2 宮崎 0 鹿児島 7	354
6	123	125	10	46	2	1	41	

A 地方別人員数

地方別にみると関東地方が全体の 35.4 %、東北地方 34.8 %、近畿地方 13.0 %、九州 11.6 %の順をしめている。この調査は全数の把握をねらつたものでないから、ここに現われている地方による人員数の差は、そのまま地方の経済状態の差などに結び付いた街頭労働者数の多少として考えることはできないであろう。

第 2 表 A

調 査 人 員 総 数

地 方 別			総 数		
地	方	別	計	男	女
北	海	道	6 (1.7%)	- -	6 (5.6%)
東		北	123 (34.8%)	93 (37.6%)	30 (2.8%)
関		東	125 (15.4%)	108 (43.7%)	17 (1.6%)
中		部	10 (2.8%)	7 (2.9%)	3 (2.8%)
近		畿	46 (1.3%)	17 (6.9%)	29 (27.8%)
中		国	2 (0.3%)	2 (0.8%)	-
四		国	1 (0.2%)	1 (0.4%)	-
九		州	41 (11.6%)	19 (7.8%)	22 (20.6%)
計			354 (100.0%)	247 (100.0%)	107 (100.0%)

B 業 種 別 総 数

業種別にみると、食料品販売が80%で圧倒的に多く、煙草販売が2.3%、日用品、刊行物販売ともに4.2%、くじ類販売4.8%、花うり1.7%、その他2.8%となつている。業種を地方別にみると、食料品販売の品物が、地方によつて、非常な差がある。たとえば納豆うりは東北地方と関東地方にかぎられ、近畿地方には、すし、まんじゅう、甘酒、という種類があり、その他辻うらうりが近畿地方と九州のみに限られているというのは地方の特色をあらわしているものと思われる。東北地方にサンドウィッチマンがいたり、関東地方にゴムフーセン売、又中部地方に紙芝居、近畿地方に市電切ぶ売、九州地方にはリンクス業等特殊な業種がある。

第 2 表 B

業 種 別 隠 数			
業 種 別	計	男	女
1 食 料 品 販 売	283 (80.0%)	216 (87.9%)	67 (62.8%)
2 煙 章 販 売	8 (2.3%)	1 (0.1%)	7 (6.5%)
3 日 用 品 販 売	15 (4.2%)	12 (4.8%)	3 (2.8%)
4 刊 行 物 販 売	15 (4.2%)	3 (1.2%)	12 (11.1%)
5 く じ 類 販 売	17 (4.8%)	7 (2.8%)	10 (9.3%)
6 花 う り	6 (1.7%)	-	6 (5.6%)
7 其 の 他	10 (2.8%)	8 (3.2%)	2 (1.9%)
計	354 (100.0%)	247 (100.0%)	107 (100.0%)

第 3 表

業 種 別 人 員 数

地方別	業	種	別	計	男	女	
北海道	食料品	{	餡 売	1	-	1	
			焼 い か	5	-	5	
	合	計	6	-	6		
東	食料品	{	納 豆 売	112	89	23	
			煎 餅 売	1	-	1	
			餡 売	1	1	-	
			大 福 売	1	-	1	
			ナ ン バ ン 粉 売	1	-	1	
			ビ ー ナ ッ ト 売	1	-	2	
	日用品	日 用 品 売	2	1	1		
	刊行物	雑 誌 売	1	-	1		
	北	その他	{	ゴ ム フ ー セ ン 売	2	1	1
				サ ン ド ウ イ ツ チ マ ン	1	1	-
合		計	123	93	30		

地方別	業 種 別			計	男	女
関	食料品	納 豆 売	96	93	3	
		ビ ー ナ ッ ト 売	5	4	1	
		煎 餅 売	1	1	—	
		の り 売	1	1	—	
		蜆 餡 売	2	1	1	
		焼 芋 売	1	—	1	
		果 物 売	1	—	1	
	刊行物 雑 誌 売	1	1	—		
	煙 草 煙 草 売	2	—	2		
	東	日用品 日 用 品 売	6	5	1	
花うり 花 う り		6	—	6		
その他 ゴルフキヤーデー		2	2	—		
合 計		125	108	17		

地方別	業 種 別	計	男	女
中 部	食料品 { す る め 売 { 飴 売	2 3	2 1	- 2
	刊行物 古 本 売	1	1	-
	日用品 日 用 品 売	3	2	1
	その他 紙 芝 居 売	1	1	-
	合 計	10	7	3
近 畿	食料品 { パ ン 売 { す し 売 { 飴 売 { キ ャ ン デ ー 売 { む し ま ん じ ゅ う 売 { 果 物 売 { 焼 餅 売 { 豆 売 { 甘 酒 売	5 1 10 4 2 2 1 1 1	5 1 2 3 1 1 - - -	- - 8 1 1 1 1 1 1
		8	-	8
	刊行物 競 輪 予 定 表 売	8	-	8
	占 辻 占 売	10	4	6
	その他 市 電 切 符 売	1	-	1
	合 計	46	17	29

地方別	業 種 別	計	男	女
中 国 ・ 四 国	食料品 飴 売	1	1	-
	煙 草 煙 草 売	1	1	-
	刊行物 雑 誌 売	1	1	-
	合 計	8	3	-
九 州	食料品 { バ ン 売 { 飴 売 { 焼 芋 売 { か ま ぼ こ 売 { 黒 砂 糖 売 { 果 物 売	3 8 3 - - 3	1 3 1 - - 3	2 5 2 - - -
		6	-	6
	煙 草 煙 草 売	6	-	6
	日用品 日 用 品 売	5	4	1
	占 辻 占 売	7	3	4
	刊行物 雑 誌 売	1	-	1
	その他 { リ ン タ ク { 玩 具	2 1	2 1	- -
		41	19	22
	合 計	41	19	22

Ⅱ 年 齢 別 調 (第4表および第1図)

年齢別にみると、満15才の者が最も多く61名(17.3%)をしめ、つづいて満13才の45名(12.7%)、満14才の44名(12.5%)の順となっている。

年齢段階を5才づつに区切つて比較してみると11才から14才までの者が41.5%をしめ、15才から18才までのも

第4表

年 齢 別

地 方 別	業 種 別	年 齢 性 別			満 6 才			満 7 才			満 8 才			満 9 才			満 10 才			満 11 才			満 12 才		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
北 海 道	食 料 品 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
東 北	食 料 品	4	2	2	10	4	6	14	10	4	12	9	3	18	18	-	23	21	2	7	5	2			
	刊 行 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日 用 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	4	2	2	10	4	6	14	10	4	12	9	3	18	18	-	23	21	2	7	5	2			
関 東	食 料 品	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	4	4	-	5	5	-			

のが36%にあたっているがとくに注目されることは10才以下のものが22.4%をも占めていることである。

この10才以下の者を男女別にみると、男22.1%、女25%でやや女の子が多くなっている。特に満6才の者と7才の者とを合せて3.9%(14名)を数えるが、この中には学齢期に達していない満6才の子供4名と、学齢期に達していても小学校へまだ入学していない満7才の子供3名がいる。

人 員 数 (年齢はは1月1日現在の満才とした)

満 13 才			満 14 才			満 15 才			満 16 才			満 17 才			満 18 才			不 明			計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
-	-	-	2	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
-	-	-	2	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
13	9	4	6	5	1	6	4	2	3	2	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-	118	91	27
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	1	1
-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1
13	9	4	7	6	1	7	5	2	5	2	3	2	1	1	-	-	-	1	1	-	123	93	30
17	17	-	15	15	-	30	29	1	22	18	4	11	8	3	2	2	-	-	-	-	108	100	8

第4表

年 齢 別

地 方 別		業 種 別	年 齢 性 別		満 6 才			満 7 才			満 8 才			満 9 才			満 10 才			満 11 才			満 12 才		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
関 東	煙 草	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-			
	刊 行 物 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	日 用 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	花 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	1			
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	計	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	2	1	1	5	4	1	7	5	2			
中 部	食 料 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	刊 行 物 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-			
	日 用 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-			
近 畿	食 料 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	4	2	2	1	1	-	5	1	4			
	刊 行 物 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1			
	占	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	4	2	1	-	1	1	-	1	-	-	-			

人 員 数 (年齢は月日現在の満才とした) (続き1)

満 13 才			満 14 才			満 15 才			満 16 才			満 17 才			満 18 才			不 明			計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
1	-	1	-	-	-	4	4	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	6	5	1
3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
21	17	4	17	17	-	35	34	1	22	18	4	12	9	3	2	2	-	-	-	-	125	108	17
1	-	1	1	-	1	1	1	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
1	1	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
2	1	1	2	1	1	2	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	7	3
6	2	4	4	3	1	4	3	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	27	13	14
-	-	-	5	-	5	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	8
1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	4	6

第 4 表

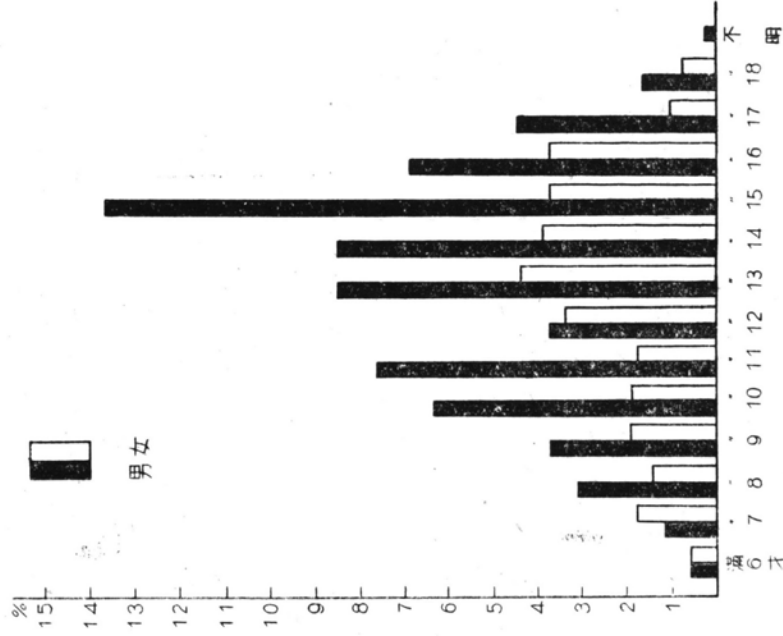
年 齢 別

地 方 別	業 種 別	年 齢 性 別	満 6 才			満 7 才			満 8 才			満 9 才			満 10 才			満 11 才			満 12 才		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
近 畿	そ の 他 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	4	6	2	4	3	1	2	6	1	5
中国四国	食 料 品 煙 草 刊 行 物 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九 州	食 料 品 煙 草 刊 行 物 日 用 品 占 他 の 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	2	1	1	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	2	1	1	4	1	3	
		4	2	2	10	4	6	16	11	5	20	13	7	29	22	7	33	27	6	25	13	12	
		(1.1%)			(2.8%)			(4.5%)			(5.5%)			(8.2%)			(9.3%)			(7.1%)			

人 員 数 (年齢は1月1日現在の満才とした) (続き2)

満 13 才			満 14 才			満 15 才			満 16 才			満 17 才			満 18 才			不 明			計		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
7	2	5	9	3	6	4	3	1	2	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	46	17	29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-
-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	3	3	-
2	1	1	3	1	2	6	3	3	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-	-	-	19	9	10
-	-	-	1	-	1	2	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-	-	-	-	5	4	1
-	-	-	1	-	1	-	-	-	2	1	1	1	1	-	1	-	1	-	-	-	7	3	4
-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-
2	1	1	6	2	4	10	5	5	5	1	4	4	4	-	6	3	3	-	-	-	35	15	20
45	30	15	44	30	14	61	48	13	37	24	13	20	16	4	9	6	3	1	1	-	354	247	107
(12.7%)			(12.5%)			(17.3%)			(10.5%)			(5.8%)			(2.5%)			(0.2%)			(100%)		

第 1 図 年齢別男女別比率グラフ



Ⅱ 家庭状況調 (第5表)

A 両親の有無

父のない者が23% (81名)、母のない者6% (21名)、両親のない者3.2% (11名)、両親のあるもの67% (238名)、不明0.8% (3名) となつている。

靴磨と新聞売の場合は父のない者が29%、母のない者7.6%、両親のない者19.2%で従つて両親の揃つている者は41.9%であつた。

この比率と比較してみると、今回の調査対象者の方が両親にめぐまれている者が25%多くなり、父のない者、母のない者、両親のない者等、つまり両親に恵まれていない子供は23.6%少なくなつている。従つて靴磨きや新聞売の子供より、家庭的には恵まれた子供であると云えよう。

しかし両親が揃つていても、父親が病氣であつたり、失業していたり、又賃金遅配などで子供の働きが大きな収入の途であるものも多いことや、家の支柱である父を失つたもの、母のないもの、両親をも失つたもの等が、其の調査と比べて少ないとはいえ、それでも33%の多きにおよぶことの中に、街頭に働かねばならない必然性の一端を見い出すことが出来るであろう。

第5表

家 庭 状 況 調

A 両親の有無

	北海道			東 北			関 東			中 部			近 畿			中国・四国			九 州			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
父なし	4	-	4	27	19	8	28	27	1	-	-	-	16	6	10	1	1	-	5	-	5	81	53	28
母なし	-	-	-	3	3	-	7	4	3	3	3	-	4	2	2	-	-	-	4	3	1	21	15	6
両親なし	-	-	-	2	1	1	4	4	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	3	1	2	11	8	3
両親あり	2	-	2	91	70	21	86	71	13	7	4	3	24	7	17	1	1	-	27	13	14	238	168	70
不 明	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	-	3	3	-
合 計	6	-	6	123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	354	247	107

B 生計の中心と有業家族の有無

生計の中心が誰であるかをみるならば、本人が生計の中心となつてゐるものは全体で3.7% (13名)で、95.5%が家族中の他の者が生計の中心となつてゐるのである。先に調査した靴磨きと新聞うりの場合は全体の32%が自分が生計の中心者であると答えたものであつたが、これに比べれば、今度の調査の対象となつた年少者の方が全体的には家計に対して補助的役割のものが多いいえよう。

有業家族についてみると、有業家族をもたないものは5人だけである。これは親兄弟もなく、おじの家に同居

し、自分の稼ぎのみで生活しているもの（2名）と、親分にひきとられて自活しているもの（3名）とである。
（労働形態のところでくわしくのべる）

その他は全部有業家族を持つているものであり、たとえ父親が失業していても兄弟や姉妹達が職をもつていたりとか、母親が内職をしているとかである。

父親のない家庭では母親が生計の中心となつてゐるが、中年以上のしかも子供をかかえた女性に与えられる仕事は、非常に限定されているので、工場の雑役夫の様な仕事でも安くとも一定の固定した給料の入る一定の職につくことができれば、それだけで彼女等は最大の生活の安定条件をえたとしているのである。なぜなら未亡人の仕事の大部分は露店商、針仕事、米の買出等、あすの収入も保障されえないような浮動的収入形態のものであり、そして、これらの未亡人の中には、戦争や戦災で夫をなくした女性も少なくないのである。この様な家庭の子供は両親揃つてゐる子供より更に眞剣に収入の途を考えなければならない状態である。未亡人の細腕で現在では義務教育すら受けさせることは容易なことではなく、子供達が何とか生活費の一部でもと思つて、この街頭労働につきはじめたのもきわめて当然なことである。

貧困の家庭では年は幼くても働く能力のあるものは皆それぞれの仕事をもつてお互の生計を補ひ合つてゐるので、生計の中心者でなくても一人一人が重要な家計の負担者である。

なお住居については、親方の家に寝とまりしている3名（男2名、女1名）を除いては全部家族と同居しているものである。靴磨きや新聞売の場合のように駅の構内又は公園のベンチのように住所不定のものは1名もいな

い。

B 生計の中心

	北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
本人が中心	2	-	2	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	6	3	3	13	7	6
他の者が中心	4	-	4	123	93	30	121	105	16	10	7	3	46	17	29	1	1	-	33	14	19	338	237	101
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	-	3	3	-
合計	6	-	6	123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	354	247	107

C 有業家族の有無

	北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
有業家族有	6	-	6	123	93	30	122	106	16	10	7	3	46	17	29	3	3	-	39	17	22	349	243	106
無	-	-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	5	4	1
合計	6	-	6	123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	354	247	107

Ⅳ 就 学 状 況 調 (第6表)

街に働く年少者は一体どのようにして教育をうけているのであろうか。この調査によれば、学びながら働いているもの、長期欠席を余儀なくされて働いているもの、と2種類に分けられる。

靴磨きや新聞売りの場合は義務教育の年齢にありながら通学しているものは僅かに15.3%にすぎず、その大部分が勉強に対する希望をもちながら全く学業を放棄して食を求めている状態であつたが今回の場合は、長期欠席をして働いているものは18%で(男12%、女37.9%)、大部分は通学しているものである。

学びながら働いているものの在学年数を調べてみると、小学校3年生以下のものが53名(18.2%)、6年生以下のものが105名(36.2%)、中学生124名(42.9%)であるが、やはり中学生が多いことは学費が非常にかかるためと労働に堪える年齢に達したためであろうと思われる。

なお未だ入学していない幼児が7名いることは、今回の調査により判明した特異事実である。この子供は満6才と満7才の子供で、親又は姉につれられて働いているのである。

第 6 表

就 学 状 況 調

A 学びながら働いている者の在学年数

	北 海 道			東 北			関 東			中 部			近 畿			中国・四国			九 州			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
未就学者	-	-	-	5	3	2	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	7	4	3
1 学 年	-	-	-	12	5	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5	7
2 学 年	-	-	-	6	4	2	1	-	1	-	-	-	4	2	2	-	-	-	1	1	-	12	7	5
3 学 年	-	-	-	14	14	-	1	-	1	-	-	-	5	1	4	-	-	-	2	1	1	22	16	6
4 学 年	-	-	-	22	15	7	7	6	1	-	-	-	3	1	2	-	-	-	1	1	-	33	23	10
5 学 年	1	-	1	25	23	2	10	6	4	-	-	-	3	-	3	-	-	-	2	-	2	41	29	12
6 学 年	-	-	-	12	10	2	10	10	-	1	1	-	5	3	2	-	-	-	3	-	3	31	24	7
7 学 年	-	-	-	13	12	1	31	31	-	-	-	-	5	3	2	-	-	-	6	3	3	55	49	6
8 学 年	-	-	-	9	6	3	26	25	1	-	-	-	1	-	1	1	1	-	4	3	1	41	35	6
9 学 年	-	-	-	-	-	-	24	21	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	26	24	4
10 学 年	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
不 明	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	4	2	2	7	4	3
合 計	1	-	1	118	92	26	113	101	12	2	2	-	29	12	17	1	1	-	26	13	13	290	221	69

B 長期欠席者の学歴年数

	北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
未就学者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 学 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 学 年	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	2
3 学 年	1	-	1	-	-	-	2	2	-	1	-	1	2	-	2	-	-	-	1	-	1	7	2	5
4 学 年	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	5	2	3
5 学 年	3	-	3	-	-	-	1	1	-	1	-	1	6	1	5	-	-	-	5	2	3	16	4	12
6 学 年	-	-	-	-	-	-	3	1	2	2	1	1	3	1	2	1	1	-	1	-	1	10	4	6
7 学 年	-	-	-	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	6	2	4	9	4	5
8 学 年	-	-	-	3	1	2	1	-	1	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	8	5	3
9 学 年	-	-	-	1	-	1	2	1	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	7	5	2
10 学 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 学 年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	5	-	5	5	1	4	12	7	5	8	5	3	17	5	12	2	2	-	15	6	9	64	26	38

V 労働時間 (第7表)

働く時刻を明るい中だけ働くもの(6時から18時まで)と、暗くなつてから働くもの(18時以後)と、明るい中から夜にまたがつて働くもの(6時から18時以後まで働くもの)、とに分けてみる。

第7表

労働時間

A 地方別、労働時刻、時間

時刻 性別 時間別			地方別			北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
			性別	時間別		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
明るくもの い中に働	六時	2時間未満				-	-	-	75	58	17	45	44	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	122	103	19
	4時	4	◆	◆	◆	2	-	2	32	25	7	37	37	-	1	1	-	6	3	3	-	-	-	3	3	-	81	69	12
	6時	6	◆	◆	◆	2	-	2	5	4	1	11	11	-	-	-	-	20	8	12	1	1	-	3	1	2	42	25	17
	8時	8	◆	◆	◆	1	-	1	5	3	2	7	6	1	5	4	1	9	2	7	1	1	-	15	5	10	43	21	22
	10時	10	◆	◆	以上	-	-	-	-	-	-	2	2	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	10	3	7	15	7	8
暗くなつて働	十八時以後	2時間未満				-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2
	3時	3	◆	◆	◆	1	-	1	-	-	-	4	1	3	1	-	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	9	2	7
	4時	4	◆	◆	◆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-	-	-	1	1	-	5	3	2
	5時	5	◆	◆	◆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	3	1	2
	6時	6	◆	◆	以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一働き 日夜に かけて	六時以後まで	2時間未満				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4時	4	◆	◆	◆	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	6時	6	◆	◆	◆	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3
	8時	8	◆	◆	◆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10時	10	◆	◆	以上	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	5	3	2
計	10時不	10	◆	◆	以上	-	-	-	-	-	-	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	9	5	4
	明	不	◆	◆	以上	-	-	-	6	3	3	4	1	3	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	1	1	13	6	7
	計					6	-	6	123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	354	247	107

明るい中だけ働くものは303名(85.6%)で、男子は男全部の91%、女子は女全部の73%)、その大半以上をしめ、夜だけ働くものは20名(5.6%)で(男2.9%、女12.1%)、明るい中から夜まで働くものは18名(5.1%)で(男3.7%、女8.4%)、不明3.7%(男2.4%、女6.5%)となつている。

これを働く時間の長さに区切つてみると、2時間未満働くものが36%、2時間以上4時間未満のものが26.6%、

B 労働時間数

時 間 別	計	男	女
2 時 間 未 満	127	105	22
4 時 間 未 満	94	74	20
6 時 間 未 満	48	26	22
8 時 間 未 満	43	21	22
10 時 間 未 満	20	10	10
10 時 間 以 上	9	5	4
不 明	13	6	7
合 計	354	247	107

4時間以上8時間未満のものが25.6%で、8時間以上のものが8.2%、不明3.6%となつている。この8時間以上働くものの中には1日10時間以上働くものが2.5%含まれている。

又暗くなつてのみ働くものが5.6%あるが、これらの子供は学校の授業がすんでからの労働である。労働基準法の適用をうける年少者については就学時間を通算して7時間以上の労働は禁止されている保護規定と思い合せ、注目される事実である。とくに修学時間外に4、5時間働くものが8名(2.6%)もいるが、子供達

の身体に相当の負担がかけられているものとみられる。

とくに長時間働くものについて業種別に比較してみると8時間以上働くものが69名(19.6%)いるが、これらの業種は食料品37名(食料品販売者の14%)、たばこ売5名(煙草販売者の83.5%)、刊行物売12名(刊行物販売者の80%)、日用品売9名(日用品販売者の60%)、辻占売6名(占販売者の35%)、その他4名(その他の業の40%)となつている。

食料品売の37名は、果物、焼芋、飴、のり、するめ、甘酒、まんじゅう、すし、かまぼこ等の物品を販売しているものである。

C 業種別労働時刻時間数

時刻別	時間別	業種別	地方別		北海道		東 北		関 東		中 部		近 畿		中 国		九 州		業種別合計						総合計											
			業種別		食料		食料		食料		食料		食料		食料		食料		食料		食料		食料													
			食料	刊行物	日用品	その他	食料	煙草	日用品	花うり	その他	食料	刊行物	日用品	その他	食料	煙草	日用品	その他	食料	煙草	刊行物	日用品	占	花うり	その他										
明るい中働く	六時	2時間未満	-	75	-	-	-	44	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	120	-	1	-	-	1	122										
	4時	4時	2	31	-	1	37	-	-	-	-	-	1	6	-	-	-	-	78	-	1	-	-	2	81											
	6時	6時	2	4	-	1	11	-	-	-	-	-	-	15	5	-	1	2	34	1	5	2	-	-	42											
	8時	8時	1	1	1	1	2	4	-	3	-	2	1	2	6	3	-	1	21	2	6	9	3	-	43											
	10時	10時	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	7	3	-	-	3	-	15											
暗くなつて働く	十八時以後	2時間未満	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-	-	2	3											
	4時	4時	1	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	3	4	10											
	6時	6時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	5											
	8時	8時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3											
	10時	10時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
一日夜に働かぬ	六時以後まで	2時間未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
	4時	4時	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1											
	6時	6時	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3											
	8時	8時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
	10時	10時	-	-	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	1	2	-	4	-	1	-	-	-	5											
不明			-	6	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	7	2	3	-	3										
計			6	117	1	2	3	108	1	3	5	6	2	5	1	3	127	8	10	1	1	1	19	6	1	5	7	3	283	8	15	15	17	6	10	354

夜のみ働くものは食料品売は3名で、2、3時間の労働であるが、辻占売には4時間から8時間未満働くものが11名ある。花うりは4時間未満の労働でその数は6名を数えている。リntax業は終電車に乗り遅れた客を引く時刻がかせぎの中心を占めているため、午後11時から午前1時、2時の深夜にわたる労働である。

以上のように8時間以上働くもの又はリntax業のように深夜にわたって10時間以上も働くものを考え合せ、とくに注目に値するものである。

D 食料品販売者の労働時刻時間別

時刻別 時間別		性別		地方別		北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
						計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
明る い中 働く もの 六時 — 十八時	2時間未満	—	—	—	75	58	17	44	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	120	103	17	
	4 〃 〃	2	—	2	31	25	6	37	37	—	—	—	—	—	—	6	3	3	—	—	—	2	2	—	78	67	11		
	6 〃 〃	2	—	2	4	4	—	11	11	—	—	—	—	—	—	15	8	7	—	—	—	2	1	1	34	24	10		
	8 〃 〃	1	—	1	1	—	1	4	4	—	—	2	1	1	6	2	4	1	1	—	6	2	4	21	10	11			
	10 〃 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	1	—	—	—	—	—	—	4	1	3	6	2	4			
	10 〃 以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
暗く なつて 働く もの 十八時以後	2時間未満	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—		
	4 〃 〃	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2	1	1		
	6 〃 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	8 〃 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	10 〃 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	10 〃 以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

D 料品販売者の労働時刻時間別 (続き)

時刻別	地方別		北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
	時間別	性別	計			計			計			計			計			計			計			計		
			男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
一六 日働 夜く も の に か け	以後 十八 時 ま で	2時間未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		4	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
		6	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	
		8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		10	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	3	2	2
		10以上	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	5	3	2	
不		明	-	-	-	6	3	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	4	
合		計	6	-	6	117	90	27	108	100	8	5	3	2	27	13	14	1	1	-	19	9	10	283	216	67

Ⅶ 収入状況調 (第8表)

1カ月の収入は働く時間と、1カ月の労働日数によつて相当の開きが出ているのであるが、1,000円未満のものが22.3% (9名)、2,000円未満のものが116名 (32.6%) で両者を合せて54.9%という半数以上をしめているのである。

6,000円以上は3.1%、8,000円以上は僅かに7.6% (27名) であり、3,000円以上5,000円未満のものが20.5% (83名) をかぞえている。

2,000 円未満のものが大半をしめているが、学資や、小遣稼ぎならともかくとして、一家を支えるものにとつては容易なことではないであろう。

第 8 表

A 1 カ月の収入高調べ

地方別 収入 性別 高	北 海 道			東 北			関 東			中 部			近 畿			中国・四国			九 ・ 州			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
円 500未満	-	-	-	20	16	4	1	1	-	-	-	2	2	-	-	-	-	1	1	-	24	20	4	
1,000 ♪	-	-	-	28	20	8	18	18	-	1	-	1	-	-	-	-	8	2	6	55	40	15		
1,500 ♪	-	-	-	35	29	6	30	28	2	1	1	-	1	1	-	-	3	1	2	70	60	10		
2,000 ♪	-	-	-	15	10	5	27	24	3	-	-	-	1	-	1	-	3	-	3	46	34	12		
3,000 ♪	-	-	-	5	3	2	12	11	1	1	1	-	3	-	3	1	1	-	1	-	23	16	7	
4,000 ♪	1	-	1	-	-	-	11	10	1	2	-	2	7	-	7	-	-	1	1	-	22	11	11	
5,000 ♪	-	-	-	-	-	-	9	8	1	2	2	-	11	4	7	-	-	5	2	3	27	16	11	
6,000 ♪	1	-	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-	5	2	3	2	2	1	1	-	11	6	5	
8,000 ♪	2	-	2	-	-	-	4	3	1	3	3	-	6	3	3	-	-	5	3	2	20	12	8	
10,000 ♪	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	3	3	-	-	-	2	2	-	7	6	1	
10,000以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不 明	2	-	2	20	15	5	9	3	6	-	-	-	7	2	5	-	-	11	6	5	47	26	23	
計	6	-	6	123	13	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3	41	19	22	354	247	107	

なお業種別に収入を比較してみると、8,000 円以上の収入を得ている業種は食料品 14 名で、焼いか、納豆、まんじゅう、飴等を売っているもの、競輪予定表売り 1 名、辻占売 7 名、煙草 1 名及びリントク業 3 名、花うり 1 名となっている。500 円未満の業種は食料品販売の納豆売に限られている。納豆売の場合は最高収入は 6,000 円位のものもあ

るが、全体の平均は 1,500 円から 2,000 円程度の収入高である。人数では 500 円から 1,500 円までのものが納豆売の 3/5 を占めている。このように収入が低いのは学びながら働いているために、労働時間が相当限られているという結果によるものである。

B 業 種 別 収 入 高

1. 食 料 品 販 売

地方別 収入高 性別	北 海 道			東 北			関 東			中 部			近 畿			中国・四国			九 州			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
500未満	-	-	-	20	10	4	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	1	1	-	24	20	4
1,000 〃	-	-	-	28	20	8	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	5	53	40	13
1,500 〃	-	-	-	35	29	6	30	28	2	1	1	-	1	1	-	-	-	-	2	1	1	69	60	9
2,000 〃	-	-	-	13	10	3	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	34	30	4
3,000 〃	-	-	-	3	1	2	12	11	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	12	3
4,000 〃	1	-	1	-	-	-	10	9	1	2	-	2	4	-	4	-	-	-	-	-	-	17	9	8
5,000 〃	-	-	-	-	-	-	7	6	1	-	-	-	8	3	5	-	-	-	1	-	1	16	9	7
6,000 〃	1	-	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-	2	2	-	1	1	-	1	1	-	7	4	3
8,000 〃	2	-	2	-	-	-	4	3	1	2	2	-	2	2	-	-	-	-	1	1	-	11	8	3
10,000 〃	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	3	3	-
10,000以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 明	2	-	2	18	14	4	3	2	1	-	-	-	7	2	5	-	-	-	4	3	1	34	21	13
計	6	-	6	117	90	27	108	100	8	5	3	2	27	13	14	11	1	-	19	9	10	283	216	67

2. 食料品販売以外の販売業種

地方別 業種別 収入高	東 北		関 東				中 部			近 畿		中 四	国 国	九 州				合 計									
	刊 行 物	日 用 品	そ の 他	煙 草	刊 行 物	日 用 品	花 う り	そ の 他	刊 行 物	日 用 品	そ の 他	刊 行 物	占	そ の 他	煙 草	刊 行 物	煙 草	刊 行 物	日 用 品	占	そ の 他	刊 行 物	日 用 品	煙 草	花 う り	占	そ の 他
円 500未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000 ♪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
1,500 ♪	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-
2,000 ♪	1	-	1	1	3	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	5	2	3	1	-
3,000 ♪	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	3	3	2	-	-
4,000 ♪	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	-	-	1
5,000 ♪	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	1	2	-	-	-	2	-	1	1	2	2	-	2	-	-	3	3
6,000 ♪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	3
8,000 ♪	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	1	-	1	-	2	1	1	1	1	-	1	-	5	2
10,000 ♪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	1
10,000以上	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
不 明	2	-	2	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-	6	-	4	3	2	
計	1	2	3	1	3	5	6	2	1	3	1	8	10	1	1	1	6	1	5	7	3	15	15	8	6	17	10

更に労働時間に対して収入を比較してみると、8,000 円以上の収入をあげているものは 6 時間以上 13 時間位の労働をするものであり、この 6 時間というのは夜だけ働いている年少者のことである。

1,500 円未満というものは 2 時間から 4 時間程度に働くものでしめられていて、それらのほとんどが通学中の為の登校前と放課後の 2、3 時間を納豆売りに歩いているものなのである。

6時間から8時間労働して僅かに1,000円から1,500円程の収入しか得られないものが8名、15,00円から3,000円未満のものが23名いる。その上8時間から10時間以上働いてもわずかに3,000円から4,000円程度の収入しか得ることのできないものが10名、5,000円から6,000円のもの9名ある。その中8,000円以上というのは8名で、それらの中には10時間以上働くものが5名をしめていることからして、この比較的高い収入は相当の長時間労働と夜間にわたる労働の結果であるという点が明瞭にみられるから、大局からみれば決してひき合う収入ではないし、同時に福祉の面からも注目されなければならない。

3. 労働時間別収入高

時間別 収入高 種別	2時間未満			4時間未満			6時間未満			8時間未満			10時間未満			10時間以上			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
500円未満	23	18	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	20	5
1,000 〳	46	38	8	3	2	1	2	-	2	4	-	4	-	-	-	-	-	-	55	40	15
1,500 〳	31	29	2	37	31	6	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	70	60	10
2,000 〳	12	9	3	26	22	4	4	3	1	4	-	4	-	-	-	-	-	-	46	34	12
3,000 〳	1	-	1	6	6	-	8	8	-	7	1	6	1	-	1	-	-	-	23	15	8
4,000 〳	-	-	-	11	9	2	3	1	2	5	1	4	8	3	5	1	-	1	28	14	14
5,000 〳	-	-	-	5	3	2	7	2	5	9	8	1	-	-	-	-	-	-	21	13	8
6,000 〳	-	-	-	2	1	1	3	1	2	2	2	-	6	5	1	3	2	1	16	11	5
8,000 〳	-	-	-	-	-	-	6	3	3	1	1	-	1	1	-	2	-	2	10	5	5
10,000 〳	-	-	-	-	-	-	3	3	-	1	1	-	-	-	-	3	2	1	7	6	1
10,000円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	29	24
計	113	74	19	92	76	16	36	21	15	35	14	21	16	9	7	9	4	5	354	247	107

Ⅷ 労働形態調 (第9表)

3名の特殊な労働形態をもつたものと、14名の雇用関係をもつたものを除いたすべてが自営で、問屋から各自現金で現物を仕入れ、それを売って利益をえているのである。

特殊な労働形態というのは、いわゆる親方の家に寝とまりして身分的に拘束されている封建的従属関係をもつた年少者である。これらもそして雇用関係をもつたものも、いずれも不当な低報酬や低賃金で搾取されているもので、とくに親方をもつた子供は全くの無休、無報酬(金銭による)という文字通りの奴隷的状态で酷使されている。これらを調査した担当者はこの年少者の背後に人身売買があつたのではないかといつている。

第9表

A 労働形態

地方別 性別 形態	北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
自 営	6	-	6	123	93	30	118	104	14	5	5	-	46	17	29	3	3	-	26	17	19	337	239	98
従属関係	-	-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1
雇用関係	-	-	-	-	-	-	4	2	2	5	2	3	-	-	-	-	-	-	5	2	3	14	6	8
計	6	-	6	123	93	30	125	108	17	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	354	247	107

次にこの年少者の業種をみると、従属関係にあるものは食料品3名で、たいやき、果物、あめ売をやっているもの

である。雇用関係にあるものは14名で、その業種は食料売が7名で、飴、甘酒、ピーナツト、やき芋等をうり、日用品売が6名で、化粧品、洋品、靴下、小間物等を売り、刊行物売りは1名で、古本売りである。

B 特殊労働形態をもつた年少者の業種別調

業 種 別 性 別 形 態	食 料 品			日 用 品			刊 行 物			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
従 属 関 係	3	2	1	-	-	-	-	-	-	3	2	1
雇 用	7	2	5	6	5	1	1	-	1	14	7	7
計	10	4	6	6	5	1	1	-	1	17	9	8

年齢別に調べてみると、従属関係、雇用関係ともに13才が最低である。

C 年 齢 別 調

従属関係にある年少者について、学業状態と労働時間を調べてみると、13才、15才の男子、17才の女子とともに学業を放棄し、毎日13時間の労働を強制されている。

雇用関係におかれた年少者の中には通学しながら働いているものが5名ある。この者の在学年数は4年1名(女)9年3名(男)10年1名(男)となっている。

この子供は土、日曜日の休日のみ(土曜日は1週5日制のため休日)働く

		従属関係			雇用関係		
		計	男	女	計	男	女
13	才	1	1	-	1	-	1
14	才	-	-	-	-	-	-
15	才	1	1	-	6	3	3
16	才	-	-	-	4	1	3
17	才	1	-	1	1	1	-
18	才	-	-	-	2	2	-
不	明	-	-	-	-	-	-
計		3	2	1	14	7	7

ものと、学校の休暇を利用して働いている者で、1日働くときは5時間から8時間の労働で学校へ通う日は3時間位の労働である、この年少者の性質は共に非常に真面目で知能もすぐれ態度も落ち付いている。そして将来の希望に対しては皆大学へ行きたいとはつきり答えられる者で、相当具体的に自分の方針をもっているものとみられた。

その他の9名は学業をすてて働いているもので、5年に在籍して休学しているもの1名(女)6年在籍中のもの3名(女)8年在籍中のもの3名(男1名、女2名)9年在籍中のもの1名(男)10年のもの1名(男)となつてゐる。これらの年少者の労働時間数は平均9時間から11時間である。

なおこの年少者の年齢は13才1名(女)15才2名(女)16才4名(男1名、女3名)17才1名(男)18才1名(男)となつてゐる。売上高は平均1日1,000円から1,500円で、雇主からは2,000円売れと命令されている。そして給料は1ヵ月3,000円程度と云つてゐる。

又その他に年末の臨時雇に、賃金の額も定められずに、1日8時間労働をさせられているものもある。

数の上では僅少であるが、身分的従属関係に拘束され、又は不当に低い給

D 学 業 調

	従属関係			雇用関係		
	計	男	女	計	男	女
通学中	-	-	-	5	4	1
在学中	2	1	1	9	3	6
不 明	1	1	-	-	-	-
計	3	2	1	14	7	7

E

	従属関係			雇用関係		
	計	男	女	計	男	女
7時間	-	-	-	1	1	-
8 〳	-	-	-	5	3	2
9 〳	-	-	-	3	-	3
10 〳	-	-	-	4	3	1
11 〳	-	-	-	1	-	1
13 〳	2	1	1	-	-	-
不 明	1	1	-	-	-	-
計	3	2	1	14	7	7

料と長時間労働で雇用されているもの等は、数の多少にかかわらずそのこと自体が社会的問題になることに注目しなければならない。

VIII 仕事 の 動 機 (第10表)

仕事の動機は靴磨きや新聞売の場合は家計補助のためと、自活のためとで100%をしめていたのであるが、今度の場合は家計補助のためが46.5%、自活のため1.7%、学費のため35%、小遣のため12.1%、貯金のため3.6%、その他1.1%となつている。

小遣のためというものが12.1%をしめているが、これも決して遊びに費すためのものではなく、むしろ彼等自身の必需品を買うために行われているのである。例えば下駄を買うとか、運動靴、野球ボール、等發育ざかりの子供が日常の生活に求めるものは沢山あるのであるが、結局親の収入では食べさせる事の他に彼らの必要を全く満してやる事が出来ない現状が反映されている。

学費のためというものが意外に多いが、これも学校の授業料、PTAの会費、給食費、校友会費、寄附金等、義務教育とはいえ近來は非常に経費がかかるので、家計の負担を少しでも軽くするために、自分達の稼ぎでまかなおうとするものである。「PTAの会費をまい月たくさんとるが、ちつとも僕達のためになつてくれないので、やめてくれたらいい」という年少者もあり、寄附金の不当を訴えるものもあつた。

親の収入で安心して義務教育をうけることのできないこれらの年少者はなんとか自分の力で学費を生み出し、間接

的に家計補助を図ろうとして、この街頭労働にながれこんでいるのである。これもやはり苦しい家計の反映とみなすことができよう。

貯金のためというのが3.6%をしめているが、これは学校貯金が、学校貯金の趣旨をはるかに超えて、むしろゆきすぎの結果であると思われる。つまり「学校貯金があまり少ないと恥しいので一生懸命かせいでいる」と語らせるような問題を起しているのである。学校貯金がこの様に年少者達の間に無用な競争心をあおりたて、つまらない虚栄心を起させるような結果を招いている点が見受けられることは、今後の学校貯金のあり方のために注目される事実である。

その他は家計補助のためであるが、この中には義務教育を全く棄てねばならない年少者またはとかく学校を休みがちになるというものが数多く含まれている。働ける父母はあつても、父親の収入や母親の賃内職では到底家計を維持することができない彼らの家庭は、家計補助のために幼い子供までが、手にかなつた仕事をするをよぎなくされているのである。しかし労働基準法が義務教育の途上にあるものの職業の種類と、労働時間に制限をもうけているために、かえつてこれらの年少者は正規の雇用された職業につくことができず、労働基準法の制限にふれることのないこの街頭労働に流れこんでいくということが考えられるのである。

貧困のために勉強する機会を失つて過ぎねばならないこれらの年少者達にとつては、憲法に定められた学問の平等の権利も、手のとどかない空文にすぎない。何の心配もなく安心して学校を通うことのできる子供と、これらの年少者達の間には心身発達の上に将来大きなへだたりが生じていくであらうし、又将来においても義務教育を終了していないために、正規の労働に雇用される機会を全くうばわれようとさえしている。

とにかく専心学業にいそしめるような生活の補償か、それとも働かねばならない年少者達には、もつと適当な労働を社会的に保障することができるなら、好ましくない条件の多い街頭労働から彼らを遠ざけることができるわけである。正しい労働形態と良い労働環境は、働く年少者達の将来を決する唯一の条件である。しかしこれらの社会的保障が真近な現実として考えられることが困難であるならば、せめても、街頭労働に附随する好ましくない条件だけでも排除して、この労働に従事する彼らを保護しなければならないであろう。

第10表

仕 事 の 動 機

地方別 性別 仕事の 動機別	北 海 道			東 北			関 東			中 部			近 畿			中国・四国			九 州			合 計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
家 計 補 助	5	-	5	43	26	17	39	26	13	10	7	3	43	16	27	2	2	-	23	7	16	165	84	81
自 活 の 為	-	-	-	1	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	6	4	2
学 費 〆	1	-	1	52	44	8	55	53	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	13	9	4	122	107	15
小 遣 〆	-	-	-	19	17	2	24	22	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	39	4
貯 金 〆	-	-	-	8	6	2	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	11	3
不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	1	-	2	1	1	4	2	2
計	6	-	6	123	93	30	125	108	19	10	7	3	46	17	29	3	3	-	41	19	22	354	247	107

Ⅷ 労働環境 (第11表)

第11表に示されているように住宅街と商店街とで 89.3 %をしめている。住宅街で働く業種は納豆売に殆んど限られ、中にはせんべいの行商も1名ふくまれている。その他というのは、紙芝居を業としているものと、ゴルフ場で球拾いをやつているものである。

盛り場を働き場所としているものが、5.7 %を占めている。これらの年少者の業種をみると、辻占売13名、花売6名となつている。そしてこの労働時刻は夜に限られていた。それは盛り場の客、ことに特殊な飲食店の客を相手とするものであることを、明らかに示しているわけである。この種の街頭労働に附随する労働環境は児童福祉の上から最も注意されなければならないのである。

又商店街といつても、闇市のたちならぶ場所であつたり、不良仲間の横行する誘惑の多い場所であつたりする場合が多い。夜の駅の客の様子も年少者の幼い心に一種の好奇心又は虚栄心を起さずにはいないであろう。

以上の様に、住宅街を除けばいずれも年少者の福祉の点では憂慮すべき環境にさらされているのである。

第11表

労働環境

業種別 性別	商店街			住宅街			盛り場			駅の附近			不明			計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
食料品	78	43	35	199	173	26	-	-	-	6	-	6	-	-	-	283	216	67
煙草	3	-	3	-	-	-	-	-	-	3	1	2	2	-	2	8	1	7
占	-	-	-	-	-	-	13	5	8	4	2	2	-	-	-	17	7	10
日用品	15	12	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	12	3
刊行物	15	3	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	3	12
花うり	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	-	-	-	-	6	-	6
その他	4	3	1	3	3	-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	10	8	2
計	115	61	94	202	176	26	19	5	14	16	5	11	2	-	2	354	247	107
	(32.6%)			(57.1%)			(5.7%)			(4.1%)			(0.2%)			(100%)		

むすび

以上が今回調査把握した街頭年少労働者の実態である。ここに現われているように、仕事の動機が、学費のため、小遣のためであるとはいえそれは、間接的には、家計補助の必要を痛切にせまられているものたちであり、その他は全く直接的に家計のにない手として働いているもの達である。

修学の途上に学業だけに専念することもできず、たえず食のためにおびやかされながら学業と生活を闘い抜いている年少者、全く学業を放棄しなければならない窮乏においこめられている年少者、そしてこれらは労働基準法からも保護せられない街頭に職を求め、放任しがたい労働環境と、労働条件とにしばられているのである。

しかも将来、学びながら働かねばならない年少者の数は減少するとは考えられないので、年少者の心身に及ぼす好ましくない影響から彼らを保護し、健全な成長をはかるような措置を考えねばならないであろうが、現在の労働市場では年少者に対する正規の雇用の門はきわめて狭いので、一がいにこの街頭労働を禁止することは、彼らの生活をおびやかすことになり、最悪の場合はさらに一層好ましくない生活においこんでしまう様な結果にならないともかぎらないであろう。そして年少者の街頭労働を容認するとなれば、問題になる点は次の通りである。

1. 労働時間が極めて長く、しかも夜間にわたるものもあること。
2. 義務教育を終了できないものもあること。
3. 就学時間外に3時間以上働くものがあること。
4. 身分的隷属関係や劣悪な条件の雇用関係にあるもの、及びその他不当な中間搾取が行われていること。
5. 更に労働の場所が盛り場、繁華街、飲食遊興等教育上悪影響を及ぼすような環境であること。

等があげられるであろう。

苦しい労働条件に比して、収入の点でははるかに低い収入しかうることのできないこれらの街頭労働に対して、子供達は決して満足しているのではなく、もつと高い収入の道を探し廻っているのである。そして“金がほしい”とい

う欲望に対して、好ましくない労働環境からの刺戟が加えられるとき、いつとはなしに悪の道に近ずき、ついには不良と犯罪え転落してしまう危険を考えれば、1日も速やかに適当な保護の対策をたてるための努力が払われなければならない。

第 三 部

その 1 東京都の靴磨および新聞売に働く街頭年少労働者

目 次

一、調 査 の 目 的	(93)
二、調 査 の 方 法	(93)
三、調 査 の 目 的	(94)
I 業種と年齢と学業.....	(93)
II 家 族 の 事 情.....	(93)
III 労 働 関 係.....	(95)
IV 収 入.....	(96)
V 労働日と労働時間.....	(96)
四、結 び	(97)

第 三 部

その1 東京都の靴磨および新聞売に働く街頭年少労働者

一、調 査 の 目 的

この調査は年少者がどのような必然性から街頭労働に従事し、どのような労働関係やどのような労働条件のもとで働いているかの現実を把握し必要に応じては将来米国のように街頭労働保護法を制定するなど有効な対策の基本資料を提供する目的で行われた。

二、調 査 の 方 法

この調査は現在全国的に行われているものの一環として、また試行を兼ねて、東京都内の上野と丸の内の両地域で業種を靴磨と新聞売に限定し、一定数の対象（満 18 才未満の年少者）を選んでケーススタディーの方法で、昭和24年3月24日から26日まで及び同年4月15日の4日間に行われた。（以下の記述において、特に新聞売又は靴磨とことわらない場合は、すべて両者共通の事情として、一緒に取扱つたものである）

三、調 査 の 目 的

調査した年少労働者は靴磨 14 才から 18 才までの 43 人の中女 4 人、新聞売 12 才から 18 才までのもの 17 人の中女 5 人、計 60 人の中女 9 人である。

I 業種と年令と学業

新聞売には年齢の比較的若いものが多く新制中学その他義務教育在学のものが多かつた。即ち 9 人は在学者である。靴磨は比較的年齢が多く、義務教育修了者及び中退者が多かつた。即ち 24 人が修了者であつた。これは労働時間が、新聞売りは夕方だけのパートタイムのものが多く、靴磨は朝から夕方までのフルタイムが多いためであろう。しかし靴磨にも夕方だけ働く在学者が相当あつた。即ち 11 人が在学者である。概して一つの街頭年少労働に在学者が多いことは、その労働する時刻が割合自由で、義務教育と併合して出来るという点で、通常の雇用労働に入るよりは便利だということに基づくもののようである。

II 家族の事情

(両親の有無) 両親又は父親がないものが 60 人中 32 人であつた。両親のあるものは 17 人あつたが、その中には父が病気のもの、ながく不在のもの、家庭をかえりみないものなどが大部分であつた。従つて両者合計 49 人の殆んど

が家計の中心を失っているものといえる。これ等のことは街頭に働く年少者の中には一家の生計の支柱を持たない不幸なものが多いことを示しており、年少者の労働の必然性を強く物語っている。(有業家族と家計の中心) 本人が一家の生計の中心となつていと積極的に答えたものが 20 人、本人以外に有業家族のないものが 15 人もある。しかし本人が家計の中心ではないまでも、本人の労働がなければ家計の立たないものが多く、有業の家族があつてもそれは本人と一緒に街頭に働く母や弟妹などのものが多かつた。これは年少者の就業の動機や原因が切実な家庭経済の狀態に基いているものであることを物語っている。尙母のないものは僅か 3 人に過ぎなかつた。以上の様な事実を考えれば、かれらが不良化や浮浪化して街頭に進出したものだという一般世人の觀察は、皮相に近いという解釈もつけられるのである。

Ⅲ 労働関係

單獨の自営業が大部分で、41 人をしめ、家族と協同している者は 14 人である。なお靴磨だけにみられる現象として雇用されているものが 1 人、親方に従属しているもの 1 人づつあつた。表向は中間搾取関係をもつたものは意外に少ないが、営業用材料の入手の仕方を見ると大部分、即ち 47 人までがブローカー等の中間介在者から材料を得ており、この介在者が幾重にもあるため仕入値段もまちまちになつていようであり、この面の中間搾取の存在に注意しなければならない。

Ⅳ 収 入

一カ月の売上を見れば、両業種とも 8000 円から 1 万 3000 円までのものが最も多く 28 人を占めている。純益にすれば 6000 円から 1 万 1000 円程度ということになる。純益 1 万 5000 円程度のものもある。しかし靴磨の中の「雇用されているもの」は僅か月収 4000 円程度に過ぎない。これは雇主に日収の二割を納めているからである。

又靴磨の中の「親方に従属しているもの」は月 1 万円程度を親方に納めているので本人の実収は少ない。以上によつて自営業のものは年齢の割合に高い収入を得ていることがみとめられる。この点は年少者が街頭労働に流れ出なければならなかつた一つの原因であるとみとめられる。

Ⅴ 労働日と労働時間

雨の日以外は休まないのが大部分で、月に 25 日以上働きに出ているものが多い。「雇用されているもの」は日曜日が定休であるという。親方もちには、定休はなかつた。労働時間では靴磨は大部分朝 9 時頃から夕方 7 時頃まで、1 日 10 時間以上働いている。新聞売は夕方 5 時頃から 10 時頃まで 5 時間程度の労働が多い。新聞売に在学者が多いのはこのためである。しかしこれらの労働条件は年少者にとっては、あまりにも長時間労働であり、又夜間の労働である為、この面について大きな問題であることに注目しなければならない。

四、結 び

家計を担う為に労働に従事しなければならない年少者にとって、一家を背負うに足る収入が得られる労働部分が街頭以外に、あるであろうか。この社会的事実の中に年少者が街頭進出しなければならない不可避性をみることができるのである。年少者の通常の雇用による労働賃金や社会保護法による金額では一家を支えるには充分ではない。その上年少者の雇用の機会は相対的に狹隘になつている。以上の事からこの街頭労働の進出をみとめるとするならば労働の現状の中で保護することも考えなければならない。最後の結論は、勿論全国の調査結果をまとめてなすべきであるが、当面、以上の調査から推量できる対策の要点は！

- (1) 眞に止むを得ないものだけの就業を許す。
- (2) 年齢を性別に応じて業種と場所に制限を設ける。
- (3) 義務教育の履行とも関連して、労働時間に制限を設ける。
- (4) 雇用主、親方等との直接関係はもとより材料入手過程の中間搾取に関しても嚴重な規正の措置を講ずる。

その2 都内の納豆売に働く街頭年少労働者

目 次

一、調 査 の 目 的	(103)
二、調 査 の 方 法	(103)
三、調 査 の 結 果	(104)
I 年 齢 別 (数え年) 男女別及び総数.....	(104)
II 家 庭 の 状 況.....	(105)
1 両 親 と の 関 係.....	(105)
2 生 計 の 中 心.....	(106)
3 住 居.....	(108)
III 在 学 年 数.....	(108)
IV 労 働 時 間 及 び 労 働 形 態.....	(109)
V 1 カ 月 収 入.....	(110)
VI 仕 事 の 動 機.....	(111)
四、む す び	(112)

その2 都内の納豆売に働く街頭年少労働者

一、調査の目的

此の調査はさきに行われた、靴磨、新聞売、の街頭年少労働者の実態調査につづいて、右二業種以外のものについて、昭和24年12月から本年1月にわたつて、全国的に調査したものうち、東京都における納豆売りの調査の概要を中間報告として取りまとめたものである。

したがつて靴磨、新聞売の調査と同じように、年少者の街頭労働の必然性や労働関係、労働条件などの現実を把握し、有効な対策の基本資料を提供する目的で行われた。

二、調査の方法

この調査は本省婦人少年局係員が東京都内の18才未満の納豆売の年少者を対象として直接面接して個別的調査を行つたのであるが、調査の技術上の都合から都内の納豆製造組合に加入している製造業者、卸業者（仕入れ者が概ね5名以上集まるもの）のところに、仕入れに集つてくる年少者について、仕入時間を利用して行つた。したがつて組合に加入していない業者から仕入れる年少者は全く把握されていないので、ここに掲げた数が東京都内における納豆売の全部の数でないことは勿論である。

三、調 査 の 結 果

I 年令別（数え年）男女別及び総数

把握された総数は 79 人でそのうち、男 76 人、女 3 人である。

女子が非常に少ないが、この現象は靴磨及び新聞売、の場合も同じであり、これは街頭労働の一般的現象である。

年齢別にみると、15 才、16 才のそれぞれ 19 名を筆頭に 14 才の 15 名、以下 13 才、17 才、12 才という順であり最年少者は 10 才になっている。

この年齢は丁度新制中学 1、2、3 年生から小学校在学中の少年少女である。納豆売りの数は夏季休暇の場合急激に増加したり、厳寒の頃は減少することか、短い期間についてみても 1 カ月のうち米の配給の有るとき、無い時等によつても左右される。

業者に集まる年少者も多い時は 1 軒の業者に 50 人から 100 人も集まり、少ない時は数名に減少するという状況で、その数は極めて浮動的である。

第 1 表 年齢別、男女別、総数

	合 計	男	女
10才未満	-	-	-
10 才	1 (1%)	1	-
11 才	2 (3%)	2	-
12 才	5 (6%)	5	-
13 才	8 (10%)	8	-
14 才	15 (19%)	15	-
15 才	19 (24%)	19	-
16 才	19 (24%)	17	2
17 才	8 (10%)	7	1
18 才	2 (3%)	2	-
合 計	79 (100%)	76	3

(参 考)

納豆製造組合員及び年少者数

区 名	組 員	合 数	年 者	少 数	区 名	組 員	合 数	年 者	少 数	区 名	組 員	合 数	年 者	少 数	区 名	組 員	合 数	年 者	少 数
豊 島 区		3		40	品 川 区		1		5	足 立 区		6		1	港 区		1		0
江 戸 区		3		53	北 川 区		3		70	台 東 区		1		0	世 田 谷 区		1		0
杉 並 区		10		71	江 東 区		2		7	千 代 田 区		1		0					
中 野 区		1		15	墨 田 区		6		3	葛 飾 区		2		0					
練 馬 区		1		5	荒 川 区		1		1	目 黒 区		2		0	計		45		271

- 備考 1. 納豆製造組合は新、旧の2組合があり、この表は両組合を含めて知り得たかぎりの数を掲げた。
2. 年少者数というのは製造業者の所に納豆を仕入れに集ってくる納豆売の少年少女の数であり、昨年12月各業者から聞きこんだ数である。
3. 年少者数のないところは業者が休業中とか、年少者が来ないというものである。

Ⅱ 家 庭 の 状 況

なぜ、年少者が働かねばならないかという事は、もつとも深く家庭の経済状態に関連しているものと思われる。

家庭の生計の中心となる者の収入の高が年少者に納豆売りを余儀なくさせる重要な原因となるのではないかという考えから、この点を細かく把握したいと考えたが、年少者には充分答えられず、したがって、これら扶養者の収入の高を正確に知る事ができなかつた。

1 両 親 と の 関 係

父のないものは 18 人で 23 %、母のないもの 4 人、両親のないもの 1 人で両親又は片親のないものは合せて全体の 29 %に当り、両親の揃っているものは 56 人で 71 %である。靴磨きや新聞売りの場合は両親又は片親のないものは 55.8%で納豆売りのほぼ倍に近い率を示し、両親の揃っているものは 41.9%であつた。

しかしながら、同じく両親又は片親のないという条件でありながら、一方は靴磨きや新聞売りとなり、一方は納豆売りとなるという相違は、親のある、なしだけによつては理由ずけることはできない。

2 生計の中心

家庭の生計の中心についてみるならば、本人がその中心をしめているものは僅かに 3 %である。

さきに調査した新聞売りや靴磨きでは、生計の中心が本人であると積極的に答えたものが、東京都の場合は 60 人中 20 人で 33 %を占め、全国でも 551 人中 177 人で 32 %を占めている。従つて納豆売りの少年少女の方が、靴磨きや新聞売りの場合より一般的にみれば、その家庭が経済的にいく分良い状態にあるという事が云えよう。

第 2 表 家 庭 の 状 況

性 区 分 別	両 親 関 係		
	合 計	男	女
父 な し	18 (23%)	18	0
母 な し	4 (5%)	4	0
両 親 な し	1 (1%)	1	0
両 親 あ り	56 (71%)	53	3
計	79 (100%)	76	3

性 区 分 別	有 業 者 関 係		
	計	男	女
有業家族持	79	76	3

又有業家族についてみると、有業家族をもたないものは1人もいない。たとえば父親が失業していても、他の子供が職を持つてゐるとか、又は母親が内職をもつてゐるとかである。

貧困の家庭では、働きうる能力のある者は皆それぞれの仕事をもつて、お互に生計をカバーし合つてゐるのであるが、靴磨きと新聞売りの家庭と納豆売りをしている子供の家庭とでは、有業家族が持つてゐる職業の分野や人数の比率に相当の違いがみとめられるようである。

例えば、靴磨きや新聞売りの家庭では、全体の 50 %が子供と同じ様に靴磨きや新聞売りを家族協同してやつてゐる。しかし納豆売りの場合は、子供と同じ様な納豆売りの労働のみで生計を維持してゐるものは殆んどみられない。

第3表 生計について

性別 区分	計	男	女
本人が中心	3 (4%)	2	1
他の者が中心	76 (96%)	74	2
計	79 (100%)	76	3

第4表

生計の中心者の職業

職 種	会社工場	公務員	人 夫	大 工	露店商		鍛治屋	経師屋	洋傘なほし
人 数	30	9	7	6	4		2	2	1
職 種	ボンセン ペー屋	八百屋	下駄屋	ブリキ屋	石 屋	椅子修理 屋	失 業	病 氣	不 明
人 数	1	1	1	1	1		3	3	6

3 住 居

住居については全部のものが家族と同居している。

先に発表した靴磨きと新聞売りの中には仲間と同居しているものが、東京都には 60 人中 18 人 (30%) で、全国では 551 人中 87 人 (13%)、住居不定のものが全国では 19 人をしているのと較べると、とに角家族と一緒に住んで居るという環境におかれている。

Ⅲ 在 学 年 数

靴磨きや新聞売りの場合は、義務教育年齢にありながら通学しているものは、きわめて少なく、僅かに 15.3% に過ぎず、しかも通学しているものの大部分が新聞売りの年少者であるに対し、納豆売りの場合は、通学していないものは小学校 4 年生に 1 名あつただけである。

新制中学 1 年生、次が 2 年生、3 年生という順である。

第 5 表 在 学 年

	計	男	女		計	男	女
第 3 学 年	1 (1%)	1(否1)	—	第 8 学 年	20 (25%)	20	—
4	5 (6%)	5	—	9	13 (16%)	10	3
5	5 (6%)	5	—	10	1 (1%)	1	—
6	9 (12%)	9	—				
7	25 (33%)	25	—	合 計	79 (100%)	76	3

Ⅳ 労働時間及び労働形態

納豆を売り歩く時刻は、朝と夕方とある。朝のものは午前5時頃から8時30分頃迄、夕方のものは午後4時頃から7時頃までである。

朝だけ売る者は46人で58%、夕方だけの者6人は人で8%、朝と夕方の両方売る者は27人で34%である。

労働時間についてみると、全体を通して1時間から2時間のものが最も多く44%を占め、次に2時間から3時間のものが35で両者で全体の80%に近い率を示す。

また1日4時間以上（朝、夕働くものは通算して）働くものが11人で14%居るが、就学時間を通算すると労働基準法の満15才未満の児童は就学時間を通算して1日7時間以上労働させてはならないという、基準を超えることになる。夕方だけ働いている、ある16才の少女は毎日5時頃から9時、10時頃まで売り歩き、平均30個位を売っている。

この少女は父が工場に勤務しているが給料の遅払のためこの

第6表 1日の働く時刻と時間

区 別	時 間	計	男	女
朝 の み	1時間～2時間	24	24	-
	2 ～ 3	21	21	-
	3 ～ 4	1	1	-
	計	46	46	-
夕 方 の み	1時間～2時間	2	2	-
	2 ～ 3 ～ 4	0	0	-
	4 時 間 以 上	4	1	3
	計	6	3	3
朝、 夕 方	1 間 時 ～ 2 時間	9	9	-
	2 ～ 3	7	7	-
	3 ～ 4	4	4	-
	4 ～ 5	3	3	-
	5 ～ 6	3	3	-
	6 時 間 以 上	1	21	-
	計	27	27	-
	合 計	79	76	3

少女と弟が働いて生計を補っているのである。

第 7 表

労 働 時 間 数

時 間			員 数	%	時 間			員 数	%
1	～	2	35	44	5	～	6	3	4
2	～	3	28	36	6	時 間 以 上		1	1
3	～	4	5	6					
4	～	5	7	9		計		79	100

V 1 カ 月 収 入

1 カ月の収入は最低 500 円未満の者 1 名、最高 4000 円以上の者 3 名で、最も多数を占めているのは 1000 円～1500 円の 23 名 (29%) これについて 1500 円～2000 円の 20 名 (25%) 500 円～1000 円の 14 名 (18%) という順序である。

この収入は総収入から、カラシ代 (1 円) と、のり代 (50 銭) を差引いた純益であり、各自によつて 1 個の純益は一樣ではない。つまり 7 円で仕入れて 10 円でうる者、11 円で仕入れて、18 円で売る者、13 円で仕入れて 18 円でうる者等、仕入場所や売る当人によつて、それぞれの開きが出るわけである。仕入れ方法は全部現金払いで直接買い取つて来て売るのであり、売れ残りの場合でも各自が負担するという形態である。従つて、靴磨きや新聞うりの場合に危惧を感じた雇用関係従属関係のものは見当らなかつた。

第 8 表

1 カ 月 の 収 入

区 分	計	男	女		計	男	女
500 円 未 満	1 (1%)	1	-	3000 円 以 上	3 (4%)	2	1
500 円 以 上	14 (18%)	14	-	3500 円	1 (1%)	0	1
1000 円	23 (30%)	23	-	4000 円	3 (4%)	2	1
1500 円	20 (25%)	20	-	不 明	-	-	-
2000 円	9 (11%)	9	-	計	79 (100%)	76	3
2500 円	5 (6%)	5	-				

Ⅶ 仕 事 の 動 機

仕事の動機は、靴磨きや新聞売りの場合は、家計補助のために自活の為の者で 100 % を占めていたのであるが、納豆売りの場合は学費や小遣を自分で生み出す為の者が大部分である。

第 9 表 仕 事 の 動 機

区 分	計	男	女
家 計 補 助	10 (10%)	10	-
学 費 の 爲	44 (57%)	42	2
貯 金 の 爲	3 (4%)	3	-
小遣がほしい	22 (29%)	21	1
合 計	79 (100%)	76	3

義務教育を捨てて生計の為に働かねば生きる事の出来ない者、たとえ在学中のものでも生計補助の為に労働の比重がかかっている者の多い新聞売りや、靴磨きよりは、いく分恵まれた環境にあるものと思われる。

四、む す び

以上が納豆売りの調査結果の概要である。これによると学費のためという者が 55 %、小遣がほしいからという者が 28 %、貯金する為と云う者が 5 %で、これらの目的をもった者が大半以上を占め、家計補助の為というものが 12 %程度である。これによれば、納豆売りの年少者は、靴磨きや、新聞売りの子供と違つて、先ず学校へ通う為に働いているという一言につきるものと思われる。そして労働時間（1 部のものを除いて）労働環境の点から云つて、殆んど問題になる点はなく、むしろどうしても働かねば学校へ行けない子供達にとつては恵まれた仕事であるとみられる。

ただ小売価格が少し高いので、売れゆきが悪く、従つて子供同士の競争がはげしくなればなる程、必要以上の労働力を消費してしまう結果を生むことと、生活にも就学にも困らない家庭の子供が自由に使える小遣が欲しかつたり、学校貯蓄を殖したいというような動機から、單に友達がやつているから自分もやるというような者の数がふえる事によつて本当に納豆売りをやらなければ学校に行けないという貧困家庭の年少者達の仕事が、侵かされるということである。

ともあれ、どうしても働かねば学校へ通ふことのできない年少者にとつては、この仕事は、労働條件、労働環境の点からも一応恵まれた労働形態であらう。

その3 東京都の輪タクに働く街頭年少労働者

目 次

一、調 査 の 目 的	(115)
二、調 査 の 方 法	(115)
三、調 査 の 結 果	(115)
I 年 少 従 業 者.....	(115)
II 営 業 形 態.....	(116)
III 営 業 者 お よ び 従 業 者 の 組 織.....	(118)
IV 労 働 条 件、労 働 環 境、労 働 関 係 と 収 入.....	(119)
四、む す び	(124)

その3 東京都の輪タクに働く街頭年少労働者

一、調査の目的

終戦後数多い輪タク業者に交つて、それらの中に年少者の姿をみかけることがある。この業務は、靴磨きや、新聞売りの場合など、他の街頭労働よりもさらに特殊な労働形態と労働条件を具備している様に思われる。そこでこれらの特殊性を把握し、この業務にたづさわる年少労働者におよぼされる衛生上及び福祉上の影響を考慮して、かれらに對してできるかぎりの保護を講じたいと考える。

二、調査の方法

この資料は実態調査に移る前の予備調査として、警視庁交通課、東京基準局、東京軽車輪指導委員会、東京旅客操作従業員組合、少年ハウス代表者などよりの聴取を取りまとめたものである。

調査時期は 1950 年 2 月 13 日から 2 月 18 日までの間である。

三、調査の結果

I 年少従業者

組織的なつながりを持たずに全く個人的に営業している者まで含めて年少従業員の総数を把握することは、現在の段階では困難なので、次に述べる年少従業者数は、東京旅客操作従業員組合だけについて調べ、これに加入している全員 1336 人中より年少者だけを抜き出して把握したものである。これによるとこの組合には 31 名の年少者かぞえられ、その全加入者に対する比率は 2.3 %にあたっている。大体この比率で年少者が他の組合にも含まれているものとみなして他の 3 組合員を含めたリンククの組織労働者 2353 名の中に含まれる年少従業員数は大体 50 名内外に推定され、さらに個人営業者を加えれば、多少増すのではないかと考えられる。

この 31 名中満 17 才は 10 名、満 18 才は 21 名である。満 17 才以下の年少者は見当らなかつたが、仕事が相当の重労働であるために、17 才以下の子供では体力が続かないものとみられる。ここにあげられた子供達は、体的には非常に発達しているように見られた。なお女子の年少者は全々いない。

又女子（成人）のリンクク従業員 3、4 名いたそうだが、とても体力がつづかず、現在では 1 名だけになつたと組合本部では語っていた。

Ⅱ 営 業 形 態

(1) リンクク経営者には、個人経営者と、会社組織の形態をもつて経営している者の 2 種に大別される。

個人営業者とは、各自でリンクク 1 台を買い入れその車で営業している者である。

会社組織とは、リンククを多数買い入れ、その車の所有者が経営一さいの権力を持ち、操業者に羽代（損料）

をとつて貸しつけ、その羽代によつて、その組織の維持をはかつている者である。従つて、最高所有台数が 120 台の者がある。

警視庁で把握されている 24 年 10 月現在の東京都における台数は、1559 台であつたが、東京軽車両指導委員会で、区役所に問合せた総数は、3384 台となつている。なおリンク営業は、現在は自動車におされぎみで、25 年度に入つてからは急激な減少をみている。なおこの業種にみられる特殊性の一つとして、車台の所有者とその操縦労働者との関係は、普通の雇用関係ではないということである。

これは収入形態のところでさらに詳細に述べるが、所有者は謂わば貸車屋のようなもので、操縦者はそれを賃借して働いているわけである。

- (2) 東京都の場合、リンク業を始めるには、旅客軽車営業許可願いを得なければならない。その場合個人で経営する者は直接そのものの居住地の区役所税務課リンク営業係に提出する。しかし、会社へ所属する場合は、同業者の紹介と、米こく通帳を持つて、会社の入許の手続をまずとり、しかる後に区役所に住所、氏名を提出し、車体の検査、操車員、自転車税（自転車税と、乗客車税とを含む）を即日決定される。

区役所からは操車員証を操車員に交付される。

警視庁交通課執行部では、交通取締りの観点より車体番号を決定する。（警視庁では交通取締りの為と、犯罪捜査の手がかりのために必要だと云つている）この場合各区役所単位で番号を決定するが、各区共通の番号が生ずる為この車体番号の上位に各区名を記入して、その所属を明確にしている。なお警視庁交通課には、軽車協同

組合に加入している経営者の氏名に車の台数とが登録されているが、個人営業者又は組合に加入していない営業者は把握されていない。この業務は自由業のために登録しなければならない義務はないので、それを強いることは出来ぬが、近い中に方法を講じて、もれなく、営業者氏名、車台数及び操業従業員数を把握する模様である。

操車員は自己の写真三枚を作製し、区役所税務課リンク営業係と警視庁交通課執行部に提出し、残り一枚を操車員証に貼附して各自所持する。

(註 各証明書の見本は入手出来なかつた。)

Ⅲ 営業者および従業員の組織

- (1) 営業者間の組織としては、東京旅客軽車協同組合(中央区日本橋箱崎町4丁目36)が設立されている。
- (2) 従業員間の組織としては、東京都に4つの組合が設立されている。(A)東京旅客操作従業員組合(中央区日本橋浜町2丁目33)、(B)東京都旅客軽車両同業組合(台東区浅草日本ムツミ2丁目15)、(C)日新軽車両同業組合(台東区浅草千福町2丁目135)、(D)大田軽車両同業組合(目黒区大岡87)

組織人員は合計2353名で、その内訳は、(A)=1336名、(B)=830名、(C)=162名、(D)=25名となっている。

- (3) なお軽車両指導委員会が設立されている。(中央区日本橋箱崎町4丁目26番地、電(66)2396)これは次の意図をもつて発足したのである。

終戦当時より、しばしば操業員の犯罪性が問題視されていた。事実、やくざ仲間の親分子分関係の従属の元に、リシタク業を始めている者も相当に多く、彼等の不健全な生活が、混沌とした世相をたてにとり非常に多くの問題をなげていた。そこで、これらのやくざ仲間を正しい、社会的人間として更生させ、一日も早く、やくざの世界から足を洗わせたいと考え、警視庁の協力のもとに苦心して設立されたのが、この指導委員会である。この指導委員会の発足当時の意図は、すでに 90 %達成されているということである。

Ⅳ 労働条件、労働環境、労働関係と収入

(1) 労働時間及労働日

(イ) 引子は任意の時間に働く、リシタクは1日（現在は去年より下つた）150 円から 300 円で借りるのだが、その1日というのは、午前 10 時頃から明朝の 10 時頃までが1日とされている。従つて、引子はその間の時間を適当に各自で選択し、労働するのである。

一番仕事になる時間は、電車がなくなり、終車にあふれた客をひろう頃である。故にどうしても真夜中 12 時、1 時、3 時という深夜の仕事が中心になる。

引子の睡眠時間は大たい午前 5 時頃から正午頃までで、相当の重労働であるので、片手間にやるというようなことは出来ない。中には消防員なんかもいるが、この人達の仕事は一日おきなので、どうやら内職程度には行えるものと思われる。

大たい1日の労働時間は、平均して正味7、8時間程度であるのだが、客を待つ時間が相当加味されている。

時には1、2時間程の労働しかない事もあり、冬はとくに待たされる時間がつらい模様である。

(ロ) 又青早と称して、会社から借りうけた車の中で仕事の暇な時に寝泊りし、3日位連続して労働するのが通常であるが、これも、仕事をもつと多いければ、こんな無駄な労力を費す必要がないと語っている。

(ハ) 家のない者は晝間映画館等で眠りをとるものもいる。

(ニ) 労働日は、個人の健康によつて、異なるが、大体、最も健康な人で最高1ヵ月25日がせいぜいである。

故に、全体を平均すれば日以下という事になろう。天候に支配されることはなく、むしろ雨天の日の方が客が多いし、チップも多く取れる。

(2) 主 な 労 働 場 所

都内を地域別に比較してみると、

有楽町が第1位で、次が新橋、池袋、澁谷、新宿、浅草の順を占めている。

それらの主として対象となる客は、

(イ) 交通の途絶した場合及場所(主として深夜における酔者が対象)

(ロ) 悪天候の場合(主として映画、演劇、その他娯楽界よりの婦者が対象)

(ハ) 進駐軍の水先案内(主として市内見物、飲屋、女郎買に行く者が対象)等である。

(3) 仕 事 の 種 類

流 し 一定の経路をもたず、タクシーのように町を流して営業する者。

平 引 一定の経路、或いは一定の場所で正式に搬送の業をなす者。

この中には進駐軍の水先案内（メツセンヂャー）も含まれる。

（４）労働関係と労働収入

（イ） 1 Kメートルにつき公定が 24 年 9 月まで 25 円と決定されていた。しかしその後公定が撤廃され、30 円から 50 円が通り相場となっており、1 日の稼高は、流し、平引共に夫々 700 円（少年ハウスの場合は 300 円）進駐軍の平引の場合 1400 円（少年ハウスの場合は 500 円）が平均実収入であつた。この収入も去年 9 月頃までは、1 カ月 2、3 万の収入があがつていたが、本年度に入つては急激に収入が減少し、料金の値下げをはかつて客引で大わらわの様子をみせている。従つて、1 カ月の実収入も 1 万円たらずが今年の業者の実態とみられている。なお深夜は 5 割増である。

（ロ） 次に営業に伴う支出をみれば、リntaxを借りて営業する場合は 1 日 300 円乃至 400 円（少年ハウスの場合 100 円を会社（リntax所有者）に納入する。（これを羽代と云う）しかしこの羽代の料金も現在では新しい車で 300 円 2 年以上上つた車で 150 円の値下りとなつている。

これ以上の稼高がある場合、即ち稼高が羽代より超過した額が引子の実収入となる。この反面 1 日の稼高が羽代に満たない場合は引子は自分の金を羽代として支出する。

リntax所有者に納入された羽代は税金（車台番号税及び事業税で 1 カ月 500 円）および車の減価償却、そ

の他に賄われる。修繕、紛失、その他事故によるリンククの破損による損失は凡てその経費を引子が負担している。主な修繕を掲げると左のとおりである。

パンク直し、チェン切れ、ブレーキの修理、木口の部分修理、車体（スポーク、クランク、ラツパ、ペダル）および懐中電燈の使用費等である。

少年ハウスにおいては、以上中 100 円を羽代として納入し修繕、紛失、その他の事故、破損による損失も所有者で負担している。

その他所有者が 1 カ年の修理代としてかかる費用は、1 万円程度となつている。その主な部品は、ホロの取り換えで、1 年に 2 本要である。

車は 1 台 4 万円で、使用期間は 3 年であると言つている。

(ハ) 引子が休んだ場合、会社が羽代の何割かを徴収する場合と引子の休みによつて生じた空車を他の引子に臨時に貸与してその者より羽代を徴収する場合と、或いは両者を同時に行つて二重搾取する場合の 3 種類がある。又会社によつては、1 年の契約で 1 日 150 円乃至 220 円の羽代と車台番号の税金（1 カ月 90 円）を車所有者に納入させて、リンククを引子に売り与える場合がある。なおリンクク 1 台の製作費は 3 万 8000 円から 4 万円である。

このような収入関係を通じて、リンクク労働者の特殊な労働関係の形態がみられるわけで、車所有者と引子の間にははつきりした雇用関係とみるべき事項はなく、ただ貸車屋といった内容をもっているのみである。し

かし車の紛失の場合を考慮して、相当嚴重な手続きによつて会社に入社させるのであるが、實質的には何らの雇用形態を維持しているものではない。従つて最低収入の補償も行われず、又出來高、歩合制の補償もない。或いは、なかには親方制従属關係の元に働かされている者もあるかもしれない。これらは実態調査の上で把握しなければならない。

(=) 組合費は東京旅客操作従業員組合の場合は1ヵ月 80 円と定められ、新規に組合に加入しようとする者はその他に加入金として150 円納入する。

又組合加入後組合費3ヵ月完納した組合員は、冠婚葬祭に次の通りの金額が贈呈される。

この場合事実証明書及び請求書を支部長を経て組合本部に提出しなければならない。

a 出 産、結 婚 300円

b 配 偶 者 死 亡 1000円

家 族 死 亡 (一等親のみ) 500円

c 本人2週間以上休業

(イ) 公 傷 1000円

(ロ) 私 傷 病 気 500円

d 本 人 死 亡

(イ) 公 傷 死 亡 30000円

(ロ) その他で死亡

20000円

以上が組合員相互の間で冠婚葬祭に組合より支出さるべき金額の内訳であるが、会社（車貸主）からは何らの補償も行われていない。

四、む す び

以上がベタルマンの概況であるが、此処でもつとも問題になる点は、労働関係の特殊形態に深夜にわたる労働時間及び体力を要する重労働であるという事および労働環境の不健全性などである。

以上を総括してみても、実態調査にあたつては次の点が要点としてとりあげられなければならない。

- (1) 労働関係（雇用関係の有無およびこの業務に特殊な労働関係の把握）
- (2) 労働条件（労働の時刻と時間の特殊性および労働収入補償の形態の特殊性の把握）
- (3) 労働環境（労働の場所と乗客の種類）
- (4) 労働条件および労働環境の及ぼす健康福祉上の影響
- (5) 労働と生活との関係（就業の動機、生活形態、家庭環境、就学状況等）である。

〔参考〕 東京都においては、旅客軽車両従業者条例を昭和 25 年 4 月 1 日公布し、同條例第 3 條第 1 項において、最低年齢を 16 才と定めている。

附 録

年少街頭労働者実態調査票 (別 3)

調査者		調査日		調査時間	
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
1 性別 男 女					
2 年 令 年 月 日 生 誕					
3 家 族 親 戚 兄 弟 姉 妹 叔 父 叔 母 祖 父 祖 母 計 人					
4 有 業 家 族 計 人					
5 生 計 の 中 心					
6 在 學 年 級 0. 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 年					
7 在 學 の 有 無 在 學 否					
8 住 所 区 域 路					
9 出 生 地 都 道 府 縣					
10 住 居					
11 職業別就業の時数					
12 就業所就業の時数					
13 場所の移動					
14 就業関係の在り方 (労働関係の在り方)					
15 材料仕入の仕方					
16 一週間の就業日と時間 (前日から先一週間)					
17 一ヶ月就業日数 (先月の)					
18 一週間の収入 (前日から先一週間)					
19 一ヶ月の収入 (先月の)					

20 一週間の支出 (前日から先一週間)		C 職業、就業の継続経路程度その他	
姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
21 一ヶ月の支出 (先月の)		27 職 業	
22 就業の方法		28 就業の継続	
23 就業の動作		29 就業の経路	
24 就業の環境		30 就業の態度	
25 一週間の通学日と時間 (前日から先一週間)		31 就業手帳をとったことの有無	
26 一ヶ月の通学日 (先月の)		32 就業の希望	
27 組合その他の組織の有無		33 就業の希望	
D 所 感 及 備 考		34 就業の希望	